

議案第 3 4 号

指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 4 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて

甲賀市道の駅あいの土山の指定管理者の指定期間（令和6年12月23日議決）を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

現行の指定期間「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」を「令和7年8月1日から令和10年3月31日まで」に変更する。

議案第 34 号 参考資料

- 1 現行の指定管理者の指定期間について（令和 6 年 11 月 28 日提出、令和 6 年 12 月 23 日議決）
- 2 公の施設の名称 甲賀市道の駅あいの土山
- 3 指定管理者 滋賀県甲賀市土山町北土山 2900 番地
株式会社道の駅あいの土山
代表取締役 正 木 仙 治 郎
- 4 現行の指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 5 甲賀市道の駅あいの土山の指定管理者の指定期間の変更について
現行の指定期間「令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」を 「令和 7 年 8 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」 に変更する。
- 6 変更理由
道の駅あいの土山新築工事の工期延伸に伴い当該施設の供用開始が延伸するため、現行の指定期間の始期を 4 カ月延伸するもの。

議案第 35 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 甲賀市柏木コミュニティセンター
- 2 指定管理者 滋賀県甲賀市水口町北脇 1 6 1 5 番地 1
かしわぎ自治振興会
会長 上村 正
- 3 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

施設名称	甲賀市柏木コミュニティセンター
所在地	滋賀県甲賀市水口町北脇 1 6 1 5 番地 1
面積	延床面積 4 8 1 . 3 5 ㎡
施設内容	小会議室、中会議室、大会議室、調理室

甲賀市柏木コミュニティセンター



議案第 3 5 号 参考資料



施設全景



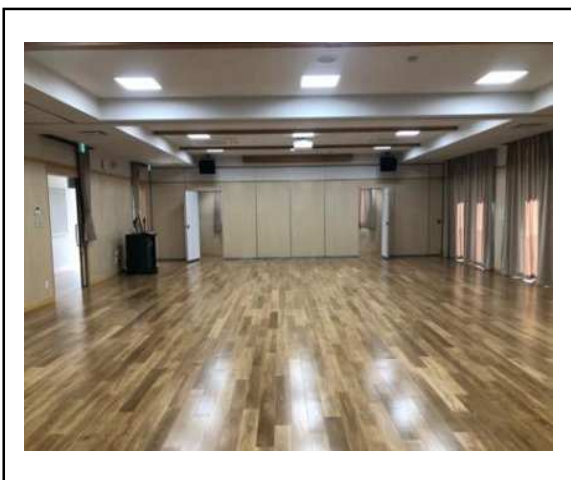
事務室



小会議室



中会議室



大会議室



調理室

指定管理者選定委員会における指定候補者の選定概要書（調査）

（所管課：市民活動推進課）

1	施設名	甲賀市柏木コミュニティセンター
2	施設の目的	地域住民による自主的な地域づくりを促進し、地域住民の相互交流、社会教育、地域共生、防災等の総合的な地域活動の推進に寄与する地域コミュニティ活動を高め、地域連携の促進に寄与すること。
3	施設の概要	所在地：甲賀市水口町北脇1615番地1 施設構造：木造1階建 延床面積：481.35㎡ 小会議室（22.32㎡）、中会議室（44.64㎡）、調理室（44.64㎡）、大会議室（122.4㎡）
4	募集方法	非公募
5	指定期間	令和7年4月1日 から 令和10年3月31日（3年間）
6	管理業務内容	運営に関する業務 ①施設貸出・受付業務 ②展示業務 ③備品等貸出業務 ④広報宣伝業務 ⑤提案事業(指定管理の目的に資する事業) 維持管理に関する業務 ①建築物保守管理業務 ②建築設備保守管理業務 ③備品等保守管理業務 ④駐車場保守管理業務 ⑤清掃業務 ⑥外構保守管理業務 ⑦植栽管理業務 ⑧保安警備業務 ⑨環境衛生管理業務
7	指定管理料 （参考額）	（指定管理料限度額） 11,793,000円 （年間指定管理料） 3,931,000円 消費税及び地方消費税含む
指定候補者 （代表者名） 主たる事務所の 所在地		（団体名・代表者名） かしわざ自治振興会 （所在地） 甲賀市水口町北脇1615番地1 （設立年月日、事業概要） 平成23年6月19日設立 地域の実情に応じて課題解決に向けた事業を実施。
9	指定候補者の選定理由	柏木コミュニティセンターは、地域の拠点施設として位置づけられている施設であり、当該地域の団体を指定管理者として指定することにより、設置目的の推進と維持管理費の節減及び地域住民の公平な利用が図れるものです。 このことから「甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第

	5条第1項第4号により、非公募による指定管理者としてかしわぎ自治振興会を指定します。		
10 選 定 委 員 * 委員長 (50 音順、敬称略)	倉田 幸夫 その他市長が適当と認める者 中嶋 慶喜 学識経験を有する者 * 望月 善博 その他市長が適当と認める者 山本 治広 学識経験を有する者 横川 悦子 その他市長が適当と認める者	元行政職員、施設利用者 社会保険労務士法人 元企業役員 中小企業診断士 元行政職員	
11 選 定 委 員 会	第5回 指定管理者選定委員会 開催日 令和7年1月20日		
12 選 定 基 準	評価項目	適	不適
	施設の利用者の公平な利用を確保することができる	○	
	施設の効用を最大限に発揮させるものである	○	
	施設の適切な維持及び管理が図られるものである	○	
	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである		○
	施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する	○	
13 選 定 結 果	☒ 当該施設の指定候補者として適当である。 ☐ 当該施設の指定候補者として不適である。 【特記事項】 施設の維持管理に終始することなく、施設の効用を最大限に発揮させる施策を実施し、地域の拠点となる活発なコミュニティ活動に期待します。 また、自治振興会活動の事業と指定管理者制度の事業とが連携し、総合的な地域活動への取り組みに期待します。		

令和7年1月20日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 望月 善博

非公募による指定候補者の選定理由書

施設名称	甲賀市柏木コミュニティセンター
非公募とする根拠	【甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例】 (公募によらない指定候補者の選定等) 第 5 条 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 2 条の規定による公募によらず指定候補者を選定することができる。 (1) 指定施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。 (2) 指定施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。 (3) 指定管理者による管理を行っている指定施設（以下「指定管理施設」という。）において、当該指定管理施設の指定管理者が引き続き管理を行うことにより、当該指定管理施設に係る行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるとき。 (4) その他市長が指定施設の適正な運営を確保するために特に必要と認めるとき。
非公募とする具体的理由	柏木コミュニティセンターは、地域の拠点施設として位置づけられている施設であり、当該地域の団体を指定管理者として指定することにより、設置目的の推進と維持管理費の節減及び地域住民の公平な利用が図れるものです。 このことから「甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第 5 条第 1 項第 4 号により、非公募による指定管理者としてかしわぎ自治振興会を指定します。
指定候補者	かしわぎ自治振興会
上記指定候補者を選ぶ理由	かしわぎ自治振興会は、平成 23 年の設立以降、自治振興会事務所を旧柏木公民館施設内に設置されており、柏木コミュニティセンターに移転後も引き続き施設および活動団体の状況について熟知されています。また、柏木コミュニティセンターは、柏木地域の拠点であり、コミュニティ活動の場所を提供する施設です。施設の適正な運営を確保するためには、施設利用者の多くが暮らす周辺地域を熟知し、区・自治会等とも良好な関係を築くことができる候補者を選定する必要があり、指定候補者の選定をかしわぎ自治振興会とするものです。

**「甲賀市柏木コミュニティセンター」に関する
指定管理者募集**

管理運営基準書

**令和 6 年 1 2 月 2 4 日
甲賀市**

— 目 次 —

1 本管理運営基準書の位置付け.....	1
2 基本方針	1
3 施設の概要	1
4 業務の基準	1
1) 利用時間及び休館日.....	1
2) 使用の許可	1
3) 利用料	1
4) 減免規定	2
5) その他留意事項	2
5 関係法令等の遵守	3
6 指定管理者が行う業務の範囲.....	3
1) 本施設の運営に関する業務.....	4
2) 本施設の維持管理に関する業務.....	4
7 本施設の運営に関する業務.....	4
1) 一般事項	4
2) 施設の運営管理業務.....	4
3) 広報宣伝業務	5
4) 提案事業	5
8 本施設の維持管理に関する業務.....	5
1) 建築物保守管理業務.....	5
2) 建築設備保守管理業務.....	6
3) 備品等保守管理業務.....	6
4) 駐車場保守管理業務.....	7
5) 清掃業務	7
6) 外構保守管理業務.....	7
7) 植栽管理業務	7
8) 警備業務	8
9) 廃棄物処理業務	8
9 本施設の経営管理に関する業務.....	8
1) 指定前準備業務及び基本協定の締結.....	8
2) 事業計画書及び収支計画書の作成.....	8
3) 各年度協定	8
4) 事業報告書の提出.....	9
5) 事業評価	9
6) 市からの要請への協力.....	9

7) 指定管理期間終了後の引継業務.....	9
10 その他の重要事項.....	9
1) 光熱水費等	9
2) 修繕	9
3) 保険等	10
4) 再委託	10
5) 自主事業	10
6) その他	10

1 本管理運営基準書の位置付け

本基準書は、「甲賀市柏木コミュニティセンター」（以下「柏木コミュニティセンター」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行にあたり要求する一定の基準を示すものである。

2 基本方針

地域住民による自主的な地域づくりを促進し、地域住民の相互交流、社会教育、地域共生、防災等の総合的な地域活動の推進に寄与する。

3 施設の概要

名 称	柏木コミュニティセンター	
所 在 地	甲賀市水口町北脇 1 6 1 5 番地 1	
竣 工 時	令和 6 年	
面 積	延床面積：4 8 1 . 3 5 m ²	
構 造 等	木造 1 階建	
施設内容	小会議室	2 2 . 3 2 m ²
	中会議室	4 4 . 6 4 m ²
	調理室	4 4 . 6 4 m ²
	大会議室	1 2 2 . 4 m ²

4 業務の基準

1) 利用時間及び休館日

利用時間	午前 9 時から午後 1 0 時まで
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの日

ただし、指定管理者が必要と認めたときは、市長の承認を得て変更することができる。

2) 使用の許可

指定管理者は、甲賀市コミュニティセンター条例の規定に従い、利用の許可及び制限を行うことができる。

3) 利用料

(1) 利用料金制の導入

利用料金収入はすべて指定管理者の収入とする。

(2) 利用料の設定

利用料金は、甲賀市コミュニティセンター条例の規定に従い、以下の金額を上限とし、市と指定管理者の協議において定めるものとする。

■ 利用料

利用料金区分 利用者区分	小会議室	中会議室	調理室	大会議室 (1室につき)	備考
市内	200円	300円	400円	300円	
市外	400円	600円	800円	600円	

4) 減免規定

減免に関する事項については、令和4年10月に策定した「公共施設使用料の見直しに係る基本方針」第5章に示す基準を原則とし、市と指定管理者の協議において定めるものとする。

5) その他留意事項

(1) 災害対応

①体制の構築

台風、大雨その他震災等の災害に対しては、気象情報等を常に把握した上で、事前に必要な対策を講じること。また、地域の避難所としての役割があることから、避難所開設や地域住民が自主避難することを想定しておくこと。

特に、警報等が発令される、または発令されることが予想される場合には、速やかに「警戒体制」をとり、市民活動推進課との円滑かつ確実な連絡体制をとること。

②被害状況等の報告

指定管理者は、前述の警戒体制をとり市民活動推進課から被害の状況報告を求められたときは速やかに被害状況等を報告すること。

③応急措置等

指定管理者は、上記災害により被害が発生した場合、速やかに必要な応急措置を執ること。

(2) 個人情報の保護

指定管理者は、業務上知り得た個人情報を目的外に使用し、又は第三者へ漏らしてはならない。また、個人情報の管理について、「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)」を遵守し、適正な管理を行い、漏洩、紛失、棄損等のないよう必要な措置を講じなければならない。

(3) 守秘義務の遵守

指定管理者は、業務上知り得た秘密について、指定期間終了後も含め、第三者へ漏らしてはならない。

5 関係法令等の遵守

指定管理者は、本事業を実施するにあたっては、本管理運営基準書のほか、関係する法令等を遵守すること。

(7) 建築基準法

- (イ)建設業法
- (ロ)都市計画法
- (ハ)労働基準法
- (ニ)電気事業法
- (ホ)水道法
- (ヘ)下水道法
- (ニ)水質汚濁防止法
- (ケ)消防法
- (コ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (サ)個人情報の保護に関する法律
- (シ)資源の有効な利用の促進に関する法律
- (ス)エネルギーの利用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- (セ)建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (ソ)身体障害者福祉法
- (タ)精神保健及び障害者福祉に関する法律
- (チ)甲賀市コミュニティセンター条例
- (ツ)甲賀市下水道条例
- (テ)甲賀市公共下水道使用料条例
- (ト)甲賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- (ト)その他の関連法規等

なお、上記に関する全ての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本業務を行うにあたり必要とされるその他の条例及び関係法令等についても遵守すること。

また、法令等により資格を必要とする業務の場合は、各有資格者を選任すること。

6 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は以下の業務を行うものとする。

1) 本施設の運営に関する業務

- ①職員の雇用及び労務管理業務
- ②センター機能に関する業務
- ③施設の貸出・受付業務
- ④広報宣伝業務
- ⑤提案事業

2) 本施設の維持管理に関する業務

- ①建築物保守管理業務
- ②建築設備保守管理業務
- ③備品等保守管理業務
- ④駐車場保守管理業務
- ⑤清掃業務

- ⑥外構保守管理業務
- ⑦植栽管理業務
- ⑧警備業務
- ⑨廃棄物処理業務

7 本施設の運営に関する業務

1) 一般事項

指定管理者は、本施設の運営業務を実施するにあたり、主に以下の点に留意した上で、適切な業務の実施に努めること。

- ① 利用者への接遇に際しては、常に公平かつ公正な対応に努めること。
- ② 利用者への接遇に際しては、常に相手の立場に立った視点に基づき対応すること。
- ③ 利用者の要望や苦情等を積極的に収集し、本事業の質の向上への反映に努めること。

2) 施設の運営に関すること

(1) 職員の雇用及び労務管理に関すること

- ① 柏木コミュニティセンターの適切な管理のため、適切な職員配置をすること。
- ② 職員の勤務形態はセンターの運営に支障がないように定めること。
- ③ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の施行に伴う差別を解消するための措置を実施すること。
- ④ 職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。

(2) センター機能に関すること

- ① 地域住民の相互交流、防災、地域共生、社会教育等の推進に関すること。
- ② 市役所との連絡調整に関すること。
- ③ 非常災害時の調査連絡等に関すること。
- ④ 避難所と開設時の施設の開錠・施錠に関すること。

(3) 施設の貸出・受付業務に関すること

- ① 施設等の利用受付、使用許可及び案内に関すること。

※利用受付は、主に以下の点に留意した上で、適切な利用の予約（以下「予約」という。）の貸出・受付業務を実施すること。

- ・ 予約受付の際には、利用しようとする者に関する必要な情報（代表者、人数、利用日等）を正確に把握し、予約台帳等において適正に管理すること。
- ・ 予約は、円滑かつ確実な方法をとること。
- ・ 予約のキャンセルや本施設の実際の利用にあたり、利用希望者との間で可能な限り疑義が生じることのないよう、必要な情報の提供を正確に行うこと。
- ・ 利用しようとする者に対する指定管理者の承認は、特別の理由がある場合以外は申し込み順によるものとする。
- ・ 予約状況等に疑問及び不明な点等があった場合は、必要に応じて利用予定者に対して

確認を行う等、適切な対応を実施し、無断キャンセル等の防止に努め、本施設の有効活用に努めること。

- ② 利用に伴う貸出品類の受付及び貸出等に関すること。
- ③ 施設等の利用状況の整理及び統計に関すること。

3) 広報宣伝業務

本施設が公の施設として広く利用者に利用していただけるよう、インターネットやマスコミ及び地域の情報紙などを活用し、本施設の情報を発信する等、適切な広報宣伝業務を実施すること。

4) 提案事業

指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成するため、提案事業を実施することができる。提案事業を実施するに際しては、あらかじめ市と協議の上、承認を得ること。

提案事業の実施に際しては、指定管理者は本施設を無償で利用することができる。提案事業で得た収入は、当該提案事業経費又は指定管理経費に充てるものとする。

なお、特に本施設の設置目的等にふさわしくないと認められる内容の事業提案については、市が当該事業の実施を認めないことがある。

8 本施設の維持管理に関する業務

1) 建築物保守管理業務

本施設の内・外部及び構造部分に関して、正常な機能を保持し、利用者が快適に使用することができるよう、主に以下の点に留意した上で、適切な建築物保守管理業務を実施すること。

- ① 点検は高所等を除き、点検箇所になるべく近い位置から原則として目視及び指触等により行うものとする。
- ② 浮き、ひび割れ等を発見し、落下、転倒などの恐れのあるものについては、直ちに立ち入り禁止や簡易な方法により使用上及び安全上支障のない程度に応急措置を講じ、市と協議の上、さらに適切な措置を執ること。
- ③ 劣化を発見した場合には、同様な劣化の発生が予想される箇所を想定し、特に注意して点検を行うこと。
- ④ 本施設の建物内外の通行等を妨げず、本施設の利用に支障をきたさないこと。

2) 建築設備保守管理業務

本施設の建築設備（電気・機械・監視制御及び防災設備等）に関して、正常な機能を保持し、利用者が快適に使用することができるよう、以下に示す点に留意した上で、適切な建築設備保守管理業務として日常点検、定期点検及び法定点検等を実施するものとする。

(1) 運転・監視

各施設の用途等を考慮した上で、各建築設備を適正な操作に基づき、効率的に運転・監視を行う。各建築設備の運転中において、点検及び操作その他使用上の障害となるものが

ないよう点検を実施し、適切な対応をとること。

(2) 法定点検

各建築設備に関して、関連法令の定めに従い、必要な法定点検を行うこと。

点検により、設備が正常に機能しないことが明らかな場合、適宜適切な対応（保守、修理、交換、調整等）を行うこと。

(3) 定期点検

各建築設備が常に正常な機能を保持するために、各設備系統ごとに定期的に必要な点検業務を計画的に行うこと。点検により、設備が正常に機能しないことが明らかな場合、適宜適切な対応（保守、修理、交換、調整等）を行うこと。

(4) 劣化等への対応

劣化等が確認された場合、調査・診断・判定等を行い、必要に応じて適切な対応（保守、修理、交換、調整等）を行うこと。

3) 備品等保守管理業務

利用者が本施設を常に快適に利用することができるよう、適切な備品等保守管理業務を実施すること。

(1) 物品の使用等

① 物品の使用

管理運営業務の実施に必要な市所有物品を指定管理者に無償で使用するものとする。

② 物品の管理

指定管理者は、使用する市所有物品について、善良な管理者の注意を持って管理にあたるよう、以下の事務を行うものとする。

(ア)市所有物品の数量、使用場所、使用状況等の把握

市所有物品の数量、使用場所、使用状況等を正確に把握すること。

(イ)物品取扱責任者の設置

市所有物品の管理を適正に行うため、物品取扱責任者を設置すること。

(ウ)報告義務

市所有物品のうち、本来の用途に供することができないと認められる物が生じた場合、市に報告し、その指示があるまで当該物品を適正に保管すること。市所有物品について、亡失又は損傷があった場合には、速やかに市に報告すること。

(エ)指定期間終了後の引渡し

指定管理者が使用した市所有物品については、指定期間終了日に、その数量及び状況等を市に報告し、返還すること。

4) 駐車場保守管理業務

本施設前面の駐車場が常に快適に使用することができるよう、以下の点に留意した上で、適切な駐車場保守管理業務を実施すること。

- ① 車両及び歩行者の安全を確保するよう、必要に応じて確実な車両誘導整理等を行うこと。

- ② 常に駐車場が正常な機能を保持するよう、排水設備や照明設備等も含め、必要な点検・清掃等を行い、必要に応じて補修・修繕等を行うこと。
- ③ 積雪の際には、速やかに必要な措置を執ること。

5) 清掃業務

本施設が良好な衛生環境を保持し、利用者が快適に使用することができるよう、以下の点に留意した上で、日常清掃及び定期清掃等を清掃業務として実施すること。

- ① 業務において使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、特に人体に有害な薬品等を扱う場合には、関係法令に準拠した適切な管理を行うこと。
- ② 業務に使用する資材、消耗品は、すべて品質保証のあるもの（JIS マーク商品等）を用いること。
- ③ 本施設内で発生した一般廃棄物及び不燃廃棄物は特定の箇所に適切に集積すること。

6) 外構保守管理業務

本施設の外構に関して、正常な機能を保持し、利用者が快適に使用することができるよう、以下に示す点に留意した上で、適切な外構施設保守管理業務として日常点検、定期点検及び法定点検等を実施すること。

- ① 外構施設を機能上、安全上また美観上、適切な状態に保持すること。
- ② 部分劣化、破損等について必要に応じた調査・判定等を行い、適宜、補修・修繕を行うこと。なお、重大な破損、事故等が発生し緊急な対応が必要な場合は、適切な応急措置をとること。

7) 植栽管理業務

本施設が良好な衛生環境を保持し、利用者が快適に使用することができるよう、以下の点に留意した上で、適切な植栽管理業務を実施すること。

- ① 利用者の安全を確保すると共に景観面も考慮し、適切な時期・方法・回数等を検討して作業を行うこと。
- ② 植物の良好な生育を保つため、病虫害防除や施肥など必要な作業を適切に行うこと。
なお、作業にあたっては利用者の安全確保を考慮すること。
- ③ 枯損木や枯損枝は、早期発見に努めると共に事故の原因となるようなものについては速やかに処理を行うこと。

8) 保安警備業務

不審者の侵入等を防ぐ等、利用者が本施設を安全かつ快適に利用することができるよう、適切な警備業務を実施すること。

9) 環境衛生管理業務

本施設が良好な衛生環境を保持し、利用者が快適に使用することができるよう、以下の点に留意した上で、適切な廃棄物処理業務を実施すること。

- ① 清掃業務において集積した廃棄物を本施設外に搬出し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令等に準じて、許可業者との契約の上、適正に処理すること。
- ② 空き缶、空き瓶等の資源廃棄物の処理にあたっては、リサイクルを行い、資源の再生化に努めること

9 本施設の経営管理に関する業務

1) 指定前準備業務及び基本協定の締結

指定管理者は、指定期間前の業務として以下の業務を行うこと。

- ① 基本協定項目について市との協議及び基本協定の締結
- ② 現行の管理運営業務の実施者からの業務引継ぎ
- ③ 施設の管理運営上に必要な協議・届出等を行い、承認・許可等を得ること。
- ④ 配置する職員等の確保、職員研修
- ⑤ その他指定管理者業務を実施するための準備

2) 事業計画書及び収支計画書の作成

指定管理者は、毎年度、自らの行う業務を実施するに先立ち、年間事業計画書及び収支計画書を作成し、市長の承認を得ること。また、各年度中において当初の計画から変更等が生じる場合には、変更届を作成し、その内容を市長に提出し、予め承認を得ること。

3) 各年度協定

指定管理者は、基本協定及び次年度事業計画書（案）等に基づき、市と次年度の各年度協定を締結することとする。各年度協定の協議内容、協議期間及び協定締結日等は、基本協定若しくは市との協議の上、決定するものとする。なお、各年度の協定項目は以下のとおりとする。

- ① 経理に関する事項（指定管理者委託料等）
- ② その他業務実施上に必要とされる項目等

4) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、以下に示す事項を記載した事業報告書を作成し、速やかに市民活動推進課へ提出しなければならない。

- ① 管理運営業務の実施状況に関する事項
- ② 施設の利用状況に関する事項
- ③ 管理運営に要する経費の支出状況及び決算に関する事項
- ④ その他、別途市との協定等において定める事項

5) 事業評価

指定管理者は、利用者アンケート等による第三者評価を行い、利用者の要望等を把握し、管理運営業務に反映させるよう努めるとともに、適宜、自己評価を実施することにより、自らの業務能力の向上を図るよう努めること。なお、事業評価の結果は市民活動推進課へ

提出するものとし、具体的な頻度等については別途協議によるものとする。

また、市は、指定管理業務に関する定期評価及び随時評価を行なうため、指定管理者は定期及び随時評価に関し、市の指示に従うものとする。なお、評価項目等の詳細は、協定にて定めることとする。

6) 市からの要請への協力

指定管理者は、市が実施又は要請する業務（本施設の現状調査、行催事イベント等）の指示があった場合には、迅速かつ誠実な対応をとり、積極的に協力すること。

7) 指定管理期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、必要な引継ぎを行うこと。

10 その他の重要事項

1) 光熱水費等

運営維持管理上必要となる電気、水道、ガス、下水道、電話料金等は、原則として指定管理者の負担とする。指定管理者は、これら光熱水費等の削減に努めるとともに、施設利用者の利便性の向上に努めなければならない。

2) 修繕

指定管理者は、対象施設の建築物、建築設備、什器、備品等の劣化、破損等の発見に努めるとともに、建築物、建築設備、什器、備品等が破損等により正常な機能を発揮できなくなった場合、もしくは正常な機能を発揮できない可能性が生じた場合、速やかに適切な対処に努めるとともに、市民活動推進課に報告を行い、対処方法等に関し市民活動推進課と協議を行うこと。

修繕の実施に関しては、1件当たり5万円未満の修繕は指定管理者の負担とし、その金額を超える修繕は市が負担することとする。ただし、指定管理者の責による劣化、破損等の修繕は、指定管理者の負担とする。

3) 保険等

指定管理者は、利用者等の事故等に備えた損害賠償責任保険、市が所有する動産・不動産に対する保険等のうち、必要な保険に加入すること。

必要となる各種保険料は、市の支払う指定管理者委託料に含まれるものとするが、保険等への加入行為・申請等は、指定管理者が行うものとする。なお、加入・申請にあたって、所有者の証明書類等が必要な場合は、市がこれを貸与・準備する。

4) 再委託

指定管理者は、本書で規定する業務の全部を一括して、又は運営業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

指定管理者は、業務の一部を委託しようとする場合は、事業計画書に委託内容等を記載すること。委託業者が決定した場合は、月事業報告書等により、請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項を報告すること。

5) 自主事業

指定管理者は、指定管理業務の実施を妨げない範囲で自主事業を実施することができる。自主事業を実施しようとする場合は、予め自主事業に関する業務計画書を市民活動推進課に提出し、その承認を受けること。

自主事業を実施する場合は、指定管理者の責任において実施し、指定管理施設を使用する場合は、本施設管理条例に基づく使用許可又は甲賀市公有財産事務取扱規則に基づく行政財産の使用許可を受け、その使用料も指定管理者が負担すること。

6) その他

本書に記載のない状況、状態が発生した場合には、指定管理者は、市民活動推進課と協議の上、誠意をもって適切な対応、支援を心がけ、対処にあたること。

議案第 36 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

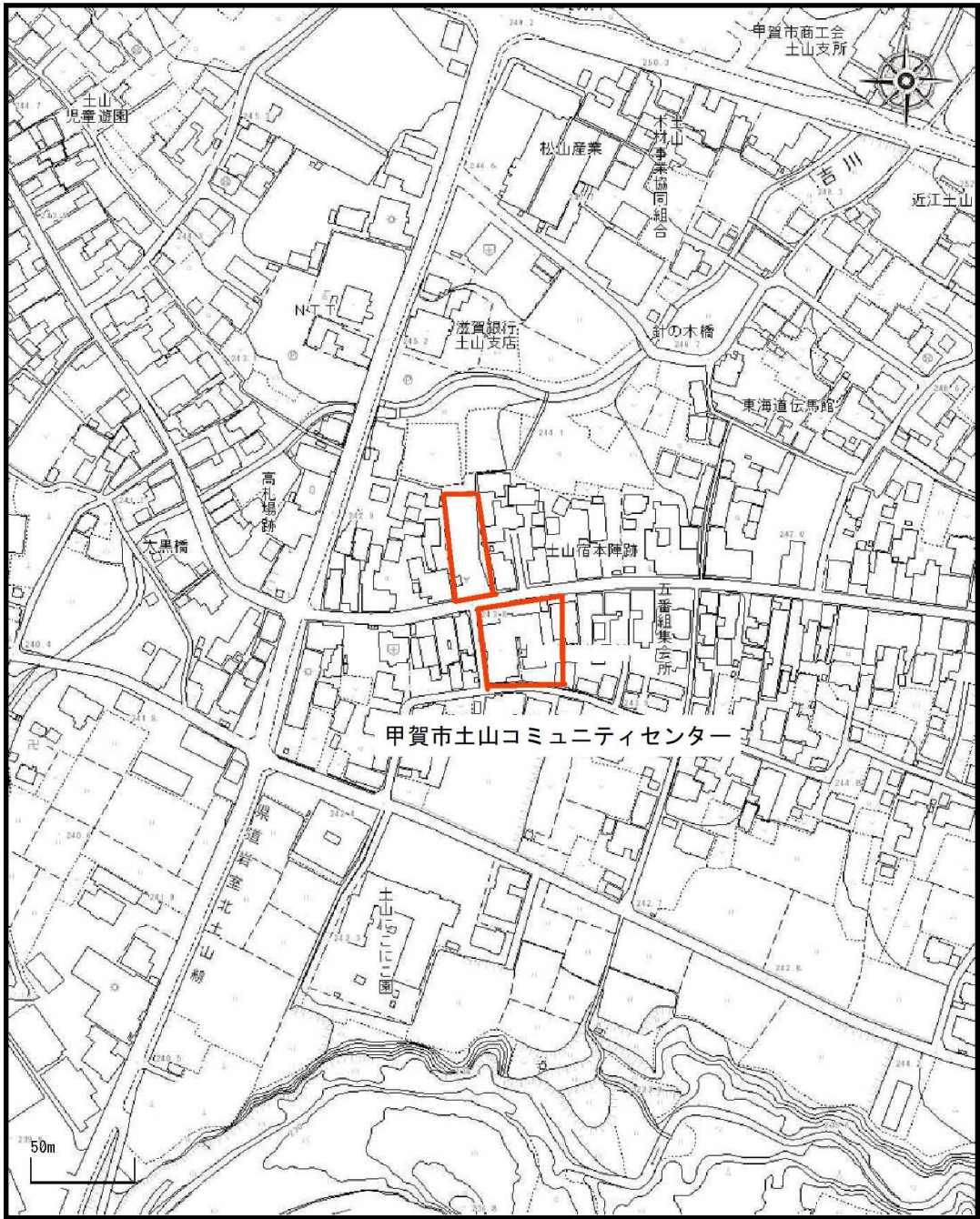
次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 甲賀市土山コミュニティセンター
- 2 指定管理者 滋賀県甲賀市土山町南土山甲406番地
土山学区自治振興会
会長 吉川 政樹
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第36号参考資料

施設名称	甲賀市土山コミュニティセンター
所在地	甲賀市土山町南土山甲406番地
面積	延床面積 865㎡
施設内容	会議室、和室、実習室、大集会室、お茶のみホール

甲賀市土山コミュニティセンター



議案第 3 6 号 参考資料



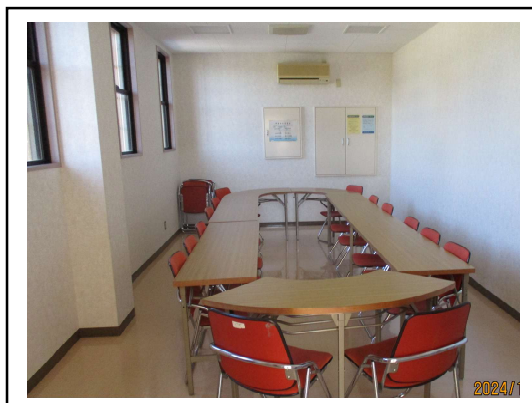
施設全景



和室



実習室



会議室



大集会室



お茶のみホール

指定管理者選定委員会における指定候補者の選定概要書（調査）

（所管課：市民活動推進課）

1	施設名	甲賀市土山コミュニティセンター	
2	施設の目的	地域住民による自主的な地域づくりを促進し、地域住民の相互交流、社会教育、地域共生、防災等の総合的な地域活動の推進に寄与する地域コミュニティ活動を高め、地域連携の促進に寄与すること。	
3	施設の概要	所在地：甲賀市土山町南土山甲406番地 施設構造：鉄骨造2階建 延床面積：865㎡ 1階：会議室（26.17㎡）、和室（54.43㎡）、実習室（35.20㎡）、お茶のみホール（123.25㎡） 2階：大集会室（105.69㎡）	
4	募集方法	非公募	
5	指定期間	令和7年4月1日 から 令和10年3月31日（3年間）	
6	管理業務内容	運営に関する業務 ①施設貸出・受付業務 ②展示業務 ③備品等貸出業務 ④広報宣伝業務 ⑤提案事業(指定管理の目的に資する事業) 維持管理に関する業務 ①建築物保守管理業務 ②建築設備保守管理業務 ③備品等保守管理業務 ④駐車場保守管理業務 ⑤清掃業務 ⑥外構保守管理業務 ⑦植栽管理業務 ⑧保安警備業務 ⑨環境衛生管理業務	
7	指定管理料 （参考額）	（指定管理料限度額） （年間指定管理料） 消費税及び地方消費税含む	15,285,000円 5,095,000円
指定候補者 （代表者名） 主たる事務所の 所在地		（団体名・代表者名） 土山学区自治振興会	
		（所在地） 甲賀市土山町南土山甲406	
		（設立年月日、事業概要） 平成23年5月31日設立 地域の実情に応じて課題解決に向けた事業を実施。	
9	指定候補者の選定理由	土山コミュニティセンターは、地域の拠点施設として位置づけられている施設であり、当該地域の団体を指定管理者として指定することにより、設置目的の推進と維持管理費の節減及び地域住民の公平な利用が図れるものです。	

	このことから「甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条第1項第4号により、非公募による指定管理者として土山学区自治振興会を指定します。			
10	選 定 委 員 * 委員長 (50 音順、敬称略)	倉田 幸夫 その他市長が適当と認める者 中嶋 慶喜 学識経験を有する者 * 望月 善博 その他市長が適当と認める者 山本 治広 学識経験を有する者 横川 悦子 その他市長が適当と認める者	元行政職員、施設利用者 社会保険労務士法人 元企業役員 中小企業診断士 元行政職員	
11	選 定 委 員 会	第5回 指定管理者選定委員会 開催日 令和7年1月20日		
12	選 定 基 準	評価項目	適	不適
		施設の利用者の公平な利用を確保することができる	○	
		施設の効用を最大限に発揮させるものである	○	
		施設の適切な維持及び管理が図られるものである	○	
		施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである		○
		施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する	○	
13	選 定 結 果	☒ 当該施設の指定候補者として適当である。 ☐ 当該施設の指定候補者として不適である。 【特記事項】 施設の維持管理に終始することなく、施設の効用を最大限に発揮させる施策を実施し、地域の拠点となる活発なコミュニティ活動に期待します。 また、自治振興会活動の事業と指定管理者制度の事業とが連携し、総合的な地域活動への取り組みに期待します。		

令和7年1月20日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 望月 善博

非公募による指定候補者の選定理由書

施設名称	甲賀市土山コミュニティセンター
非公募とする根拠	【甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例】 (公募によらない指定候補者の選定等) 第 5 条 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 2 条の規定による公募によらず指定候補者を選定することができる。 (1) 指定施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。 (2) 指定施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。 (3) 指定管理者による管理を行っている指定施設（以下「指定管理施設」という。）において、当該指定管理施設の指定管理者が引き続き管理を行うことにより、当該指定管理施設に係る行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるとき。 (4) その他市長が指定施設の適正な運営を確保するために特に必要と認めるとき。
非公募とする具体的理由	土山コミュニティセンターは、地域の拠点施設として位置づけられている施設であり、当該地域の団体を指定管理者として指定することにより、設置目的の推進と維持管理費の節減及び地域住民の公平な利用が図れるものです。 このことから「甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第 5 条第 1 項第 4 号により、非公募による指定管理者として土山学区自治振興会を指定します。
指定候補者	土山学区自治振興会
上記指定候補者を選ぶ理由	平成 23 年に設立された土山学区自治振興会は、令和 2 年度から自治振興会事務所を施設内に設置されており、施設の状況について熟知されています。また、土山コミュニティセンターは、土山地域の拠点であり、コミュニティ活動の場所を提供する施設です。施設の適正な運営を確保するためには、施設利用者の多くが暮らす周辺地域を熟知し、区・自治会等とも良好な関係を築くことができる候補者を選定する必要があり、指定候補者の選定を土山学区自治振興会とするものです。

**「甲賀市土山コミュニティセンター」に関する
指定管理者募集**

管理運営基準書

**令和 6 年 1 2 月 2 4 日
甲賀市**

— 目 次 —

1 本管理運営基準書の位置付け.....	1
2 基本方針	1
3 施設の概要	1
4 業務の基準	1
1) 利用時間及び休館日.....	1
2) 使用の許可	1
3) 利用料	1
4) 減免規定	2
5) その他留意事項	2
5 関係法令等の遵守	3
6 指定管理者が行う業務の範囲.....	3
1) 本施設の運営に関する業務.....	4
2) 本施設の維持管理に関する業務.....	4
7 本施設の運営に関する業務.....	4
1) 一般事項	4
2) 施設の運営管理業務.....	4
3) 広報宣伝業務	5
4) 提案事業	5
8 本施設の維持管理に関する業務.....	5
1) 建築物保守管理業務.....	5
2) 建築設備保守管理業務.....	6
3) 備品等保守管理業務.....	6
4) 駐車場保守管理業務.....	7
5) 清掃業務	7
6) 外構保守管理業務.....	7
7) 植栽管理業務	7
8) 警備業務	8
9) 廃棄物処理業務	8
9 本施設の経営管理に関する業務.....	8
1) 指定前準備業務及び基本協定の締結.....	8
2) 事業計画書及び収支計画書の作成.....	8
3) 各年度協定	8
4) 事業報告書の提出.....	9
5) 事業評価	9
6) 市からの要請への協力.....	9

7) 指定管理期間終了後の引継業務.....	9
10 その他の重要事項.....	9
1) 光熱水費等	9
2) 修繕	9
3) 保険等	10
4) 再委託	10
5) 自主事業	10
6) その他	10

1 本管理運営基準書の位置付け

本基準書は、「甲賀市土山コミュニティセンター」（以下「土山コミュニティセンター」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行にあたり要求する一定の基準を示すものである。

2 基本方針

地域住民による自主的な地域づくりを促進し、地域住民の相互交流、社会教育、地域共生、防災等の総合的な地域活動の推進に寄与する。

3 施設の概要

名 称	土山コミュニティセンター	
所 在 地	甲賀市土山町南土山甲 4 0 6 番地	
竣 工 時	昭和 5 3 年	
面 積	延床面積：8 6 5 m ²	
構 造 等	鉄骨造 2 階建	
施設内容	会議室	2 6 . 1 7 m ²
	和室	5 4 . 4 3 m ²
	実習室	3 5 . 2 0 m ²
	大集会室	1 0 5 . 6 9 m ²
	お茶のみホール	1 2 3 . 2 5 m ²

4 業務の基準

1) 利用時間及び休館日

利用時間	午前 9 時から午後 1 0 時まで
休館日	1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日

ただし、指定管理者が必要と認めたときは、市長の承認を得て変更することができる。

2) 使用の許可

指定管理者は、甲賀市コミュニティセンター条例の規定に従い、利用の許可及び制限を行うことができる。

3) 利用料

(1) 利用料金制の導入

利用料金収入はすべて指定管理者の収入とする。

(2) 利用料の設定

利用料金は、甲賀市コミュニティセンター条例の規定に従い、以下の金額を上限とし、市と指定管理者の協議において定めるものとする。

■ 利用料

利用料金区分 利用者区分	会議室	和室	実習室	大集会室	お茶のみ ホール	備考
市内	200円	300円	300円	500円	500円	
市外	400円	600円	600円	1,000円	1,000円	

4) 減免規定

減免に関する事項については、令和4年10月に策定した「公共施設使用料の見直しに係る基本方針」第5章に示す基準を原則とし、市と指定管理者の協議において定めるものとする。

5) その他留意事項

(1) 災害対応

①体制の構築

台風、大雨その他震災等の災害に対しては、気象情報等を常に把握した上で、事前に必要な対策を講じること。また、地域の避難所としての役割があることから、避難所開設や地域住民が自主避難することを想定しておくこと。

特に、警報等が発令される、または発令されることが予想される場合には、速やかに「警戒体制」をとり、市民活動推進課との円滑かつ確実な連絡体制をとること。

②被害状況等の報告

指定管理者は、前述の警戒体制をとり市民活動推進課から被害の状況報告を求められたときは速やかに被害状況等を報告すること。

③応急措置等

指定管理者は、上記災害により被害が発生した場合、速やかに必要な応急措置を執ること。

(2) 個人情報の保護

指定管理者は、業務上知り得た個人情報を目的外に使用し、又は第三者へ漏らしてはならない。また、個人情報の管理について、「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)」を遵守し、適正な管理を行い、漏洩、紛失、棄損等のないよう必要な措置を講じなければならない。

(3) 守秘義務の遵守

指定管理者は、業務上知り得た秘密について、指定期間終了後も含め、第三者へ漏らしてはならない。

5 関係法令等の遵守

指定管理者は、本事業を実施するにあたっては、本管理運営基準書のほか、関係する法令等を遵守すること。

(7) 建築基準法

- (イ)建設業法
- (ロ)都市計画法
- (ハ)労働基準法
- (ニ)電気事業法
- (ホ)水道法
- (ヘ)下水道法
- (ニ)水質汚濁防止法
- (ケ)消防法
- (コ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (サ)個人情報の保護に関する法律
- (シ)資源の有効な利用の促進に関する法律
- (ス)エネルギーの利用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- (セ)建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (リ)身体障害者福祉法
- (ル)精神保健及び障害者福祉に関する法律
- (ヲ)甲賀市コミュニティセンター条例
- (ヅ)甲賀市下水道条例
- (ヅ)甲賀市公共下水道使用料条例
- (ト)甲賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- (チ)その他の関連法規等

なお、上記に関する全ての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本業務を行うにあたり必要とされるその他の条例及び関係法令等についても遵守すること。

また、法令等により資格を必要とする業務の場合は、各有資格者を選任すること。

6 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は以下の業務を行うものとする。

1) 本施設の運営に関する業務

- ①職員の雇用及び労務管理業務
- ②センター機能に関する業務
- ③施設の貸出・受付業務
- ④広報宣伝業務
- ⑤提案事業

2) 本施設の維持管理に関する業務

- ①建築物保守管理業務
- ②建築設備保守管理業務
- ③備品等保守管理業務
- ④駐車場保守管理業務
- ⑤清掃業務

- ⑥外構保守管理業務
- ⑦植栽管理業務
- ⑧警備業務
- ⑨廃棄物処理業務

7 本施設の運営に関する業務

1) 一般事項

指定管理者は、本施設の運営業務を実施するにあたり、主に以下の点に留意した上で、適切な業務の実施に努めること。

- ① 利用者への接遇に際しては、常に公平かつ公正な対応に努めること。
- ② 利用者への接遇に際しては、常に相手の立場に立った視点に基づき対応すること。
- ③ 利用者の要望や苦情等を積極的に収集し、本事業の質の向上への反映に努めること。

2) 施設の運営に関すること

(1) 職員の雇用及び労務管理に関すること

- ① 土山コミュニティセンターの適切な管理のため、適切な職員配置をすること。
- ② 職員の勤務形態はセンターの運営に支障がないように定めること。
- ③ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の施行に伴う差別を解消するための措置を実施すること。
- ④ 職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。

(2) センター機能に関すること

- ① 地域住民の相互交流、防災、地域共生、社会教育等の推進に関すること。
- ② 市役所との連絡調整に関すること。
- ③ 非常災害時の調査連絡等に関すること。
- ④ 避難所と開設時の施設の開錠・施錠に関すること。

(3) 施設の貸出・受付業務に関すること

- ① 施設等の利用受付、使用許可及び案内に関すること。

※利用受付は、主に以下の点に留意した上で、適切な利用の予約（以下「予約」という。）の貸出・受付業務を実施すること。

- ・ 予約受付の際には、利用しようとする者に関する必要な情報（代表者、人数、利用日等）を正確に把握し、予約台帳等において適正に管理すること。
- ・ 予約は、円滑かつ確実な方法をとること。
- ・ 予約のキャンセルや本施設の実際の利用にあたり、利用希望者との間で可能な限り疑義が生じることのないよう、必要な情報の提供を正確に行うこと。
- ・ 利用しようとする者に対する指定管理者の承認は、特別の理由がある場合以外は申し込み順によるものとする。
- ・ 予約状況等に疑問及び不明な点等があった場合は、必要に応じて利用予定者に対して

確認を行う等、適切な対応を実施し、無断キャンセル等の防止に努め、本施設の有効活用に努めること。

- ② 利用に伴う貸出品類の受付及び貸出等に関すること。
- ③ 施設等の利用状況の整理及び統計に関すること。

3) 広報宣伝業務

本施設が公の施設として広く利用者に利用していただけるよう、インターネットやマスコミ及び地域の情報紙などを活用し、本施設の情報を発信する等、適切な広報宣伝業務を実施すること。

4) 提案事業

指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成するため、提案事業を実施することができる。提案事業を実施するに際しては、あらかじめ市と協議の上、承認を得ること。

提案事業の実施に際しては、指定管理者は本施設を無償で利用することができる。提案事業で得た収入は、当該提案事業経費又は指定管理経費に充てるものとする。

なお、特に本施設の設置目的等にふさわしくないと認められる内容の事業提案については、市が当該事業の実施を認めないことがある。

8 本施設の維持管理に関する業務

1) 建築物保守管理業務

本施設の内・外部及び構造部分に関して、正常な機能を保持し、利用者が快適に使用することができるよう、主に以下の点に留意した上で、適切な建築物保守管理業務を実施すること。

- ① 点検は高所等を除き、点検箇所になるべく近い位置から原則として目視及び指触等により行うものとする。
- ② 浮き、ひび割れ等を発見し、落下、転倒などの恐れのあるものについては、直ちに立ち入り禁止や簡易な方法により使用上及び安全上支障のない程度に応急措置を講じ、市と協議の上、さらに適切な措置を執ること。
- ③ 劣化を発見した場合には、同様な劣化の発生が予想される箇所を想定し、特に注意して点検を行うこと。
- ④ 本施設の建物内外の通行等を妨げず、本施設の利用に支障をきたさないこと。

2) 建築設備保守管理業務

本施設の建築設備（電気・機械・監視制御及び防災設備等）に関して、正常な機能を保持し、利用者が快適に使用することができるよう、以下に示す点に留意した上で、適切な建築設備保守管理業務として日常点検、定期点検及び法定点検等を実施するものとする。

(1) 運転・監視

各施設の用途等を考慮した上で、各建築設備を適正な操作に基づき、効率的に運転・監視を行う。各建築設備の運転中において、点検及び操作その他使用上の障害となるものが

ないよう点検を実施し、適切な対応をとること。

(2) 法定点検

各建築設備に関して、関連法令の定めに従い、必要な法定点検を行うこと。

点検により、設備が正常に機能しないことが明らかな場合、適宜適切な対応（保守、修理、交換、調整等）を行うこと。

(3) 定期点検

各建築設備が常に正常な機能を保持するために、各設備系統ごとに定期的に必要な点検業務を計画的に行うこと。点検により、設備が正常に機能しないことが明らかな場合、適宜適切な対応（保守、修理、交換、調整等）を行うこと。

(4) 劣化等への対応

劣化等が確認された場合、調査・診断・判定等を行い、必要に応じて適切な対応（保守、修理、交換、調整等）を行うこと。

3) 備品等保守管理業務

利用者が本施設を常に快適に利用することができるよう、適切な備品等保守管理業務を実施すること。

(1) 物品の使用等

① 物品の使用

管理運営業務の実施に必要な市所有物品を指定管理者に無償で使用させるものとする。

② 物品の管理

指定管理者は、使用する市所有物品について、善良な管理者の注意を持って管理にあたるよう、以下の事務を行うものとする。

(ア)市所有物品の数量、使用場所、使用状況等の把握

市所有物品の数量、使用場所、使用状況等を正確に把握すること。

(イ)物品取扱責任者の設置

市所有物品の管理を適正に行うため、物品取扱責任者を設置すること。

(ロ)報告義務

市所有物品のうち、本来の用途に供することができないと認められる物が生じた場合、市に報告し、その指示があるまで当該物品を適正に保管すること。市所有物品について、亡失又は損傷があった場合には、速やかに市に報告すること。

(ハ)指定期間終了後の引渡し

指定管理者が使用した市所有物品については、指定期間終了日に、その数量及び状況等を市に報告し、返還すること。

4) 駐車場保守管理業務

本施設前面の駐車場が常に快適に使用することができるよう、以下の点に留意した上で、適切な駐車場保守管理業務を実施すること。

- ① 車両及び歩行者の安全を確保するよう、必要に応じて確実な車両誘導整理等を行うこと。

- ② 常に駐車場が正常な機能を保持するよう、排水設備や照明設備等も含め、必要な点検・清掃等を行い、必要に応じて補修・修繕等を行うこと。
- ③ 積雪の際には、速やかに必要な措置を執ること。

5) 清掃業務

本施設が良好な衛生環境を保持し、利用者が快適に使用することができるよう、以下の点に留意した上で、日常清掃及び定期清掃等を清掃業務として実施すること。

- ① 業務において使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、特に人体に有害な薬品等を扱う場合には、関係法令に準拠した適切な管理を行うこと。
- ② 業務に使用する資材、消耗品は、すべて品質保証のあるもの（JIS マーク商品等）を用いること。
- ③ 本施設内で発生した一般廃棄物及び不燃廃棄物は特定の箇所に適切に集積すること。

6) 外構保守管理業務

本施設の外構に関して、正常な機能を保持し、利用者が快適に使用することができるよう、以下に示す点に留意した上で、適切な外構施設保守管理業務として日常点検、定期点検及び法定点検等を実施すること。

- ① 外構施設を機能上、安全上また美観上、適切な状態に保持すること。
- ② 部分劣化、破損等について必要に応じた調査・判定等を行い、適宜、補修・修繕を行うこと。なお、重大な破損、事故等が発生し緊急な対応が必要な場合は、適切な応急措置をとること。

7) 植栽管理業務

本施設が良好な衛生環境を保持し、利用者が快適に使用することができるよう、以下の点に留意した上で、適切な植栽管理業務を実施すること。

- ① 利用者の安全を確保すると共に景観面も考慮し、適切な時期・方法・回数等を検討して作業を行うこと。
- ② 植物の良好な生育を保つため、病虫害防除や施肥など必要な作業を適切に行うこと。
なお、作業にあたっては利用者の安全確保を考慮すること。
- ③ 枯損木や枯損枝は、早期発見に努めると共に事故の原因となるようなものについては速やかに処理を行うこと。

8) 保安警備業務

不審者の侵入等を防ぐ等、利用者が本施設を安全かつ快適に利用することができるよう、適切な警備業務を実施すること。

9) 環境衛生管理業務

本施設が良好な衛生環境を保持し、利用者が快適に使用することができるよう、以下の点に留意した上で、適切な廃棄物処理業務を実施すること。

- ① 清掃業務において集積した廃棄物を本施設外に搬出し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令等に準じて、許可業者との契約の上、適正に処理すること。
- ② 空き缶、空き瓶等の資源廃棄物の処理にあたっては、リサイクルを行い、資源の再生化に努めること

9 本施設の経営管理に関する業務

1) 指定前準備業務及び基本協定の締結

指定管理者は、指定期間前の業務として以下の業務を行うこと。

- ① 基本協定項目について市との協議及び基本協定の締結
- ② 現行の管理運営業務の実施者からの業務引継ぎ
- ③ 施設の管理運営上に必要な協議・届出等を行い、承認・許可等を得ること。
- ④ 配置する職員等の確保、職員研修
- ⑤ その他指定管理者業務を実施するための準備

2) 事業計画書及び収支計画書の作成

指定管理者は、毎年度、自らの行う業務を実施するに先立ち、年間事業計画書及び収支計画書を作成し、市長の承認を得ること。また、各年度中において当初の計画から変更等が生じる場合には、変更届を作成し、その内容を市長に提出し、予め承認を得ること。

3) 各年度協定

指定管理者は、基本協定及び次年度事業計画書（案）等に基づき、市と次年度の各年度協定を締結することとする。各年度協定の協議内容、協議期間及び協定締結日等は、基本協定若しくは市との協議の上、決定するものとする。なお、各年度の協定項目は以下のとおりとする。

- ① 経理に関する事項（指定管理者委託料等）
- ② その他業務実施上に必要とされる項目等

4) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、以下に示す事項を記載した事業報告書を作成し、速やかに市民活動推進課へ提出しなければならない。

- ① 管理運営業務の実施状況に関する事項
- ② 施設の利用状況に関する事項
- ③ 管理運営に要する経費の支出状況及び決算に関する事項
- ④ その他、別途市との協定等において定める事項

5) 事業評価

指定管理者は、利用者アンケート等による第三者評価を行い、利用者の要望等を把握し、管理運営業務に反映させるよう努めるとともに、適宜、自己評価を実施することにより、自らの業務能力の向上を図るよう努めること。なお、事業評価の結果は市民活動推進課へ

提出するものとし、具体的な頻度等については別途協議によるものとする。

また、市は、指定管理業務に関する定期評価及び随時評価を行なうため、指定管理者は定期及び随時評価に関し、市の指示に従うものとする。なお、評価項目等の詳細は、協定にて定めることとする。

6) 市からの要請への協力

指定管理者は、市が実施又は要請する業務（本施設の現状調査、行催事イベント等）の指示があった場合には、迅速かつ誠実な対応をとり、積極的に協力すること。

7) 指定管理期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、必要な引継ぎを行うこと。

10 その他の重要事項

1) 光熱水費等

運営維持管理上必要となる電気、水道、ガス、下水道、電話料金等は、原則として指定管理者の負担とする。指定管理者は、これら光熱水費等の削減に努めるとともに、施設利用者の利便性の向上に努めなければならない。

2) 修繕

指定管理者は、対象施設の建築物、建築設備、什器、備品等の劣化、破損等の発見に努めるとともに、建築物、建築設備、什器、備品等が破損等により正常な機能を発揮できなくなった場合、もしくは正常な機能を発揮できない可能性が生じた場合、速やかに適切な対処に努めるとともに、市民活動推進課に報告を行い、対処方法等に関し市民活動推進課と協議を行うこと。

修繕の実施に関しては、1件当たり5万円未満の修繕は指定管理者の負担とし、その金額を超える修繕は市が負担することとする。ただし、指定管理者の責による劣化、破損等の修繕は、指定管理者の負担とする。

3) 保険等

指定管理者は、利用者等の事故等に備えた損害賠償責任保険、市が所有する動産・不動産に対する保険等のうち、必要な保険に加入すること。

必要となる各種保険料は、市の支払う指定管理者委託料に含まれるものとするが、保険等への加入行為・申請等は、指定管理者が行うものとする。なお、加入・申請にあたって、所有者の証明書類等が必要な場合は、市がこれを貸与・準備する。

4) 再委託

指定管理者は、本書で規定する業務の全部を一括して、又は運営業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

指定管理者は、業務の一部を委託しようとする場合は、事業計画書に委託内容等を記載すること。委託業者が決定した場合は、月事業報告書等により、請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項を報告すること。

5) 自主事業

指定管理者は、指定管理業務の実施を妨げない範囲で自主事業を実施することができる。自主事業を実施しようとする場合は、予め自主事業に関する業務計画書を市民活動推進課に提出し、その承認を受けること。

自主事業を実施する場合は、指定管理者の責任において実施し、指定管理施設を使用する場合は、本施設管理条例に基づく使用許可又は甲賀市公有財産事務取扱規則に基づく行政財産の使用許可を受け、その使用料も指定管理者が負担すること。

6) その他

本書に記載のない状況、状態が発生した場合には、指定管理者は、市民活動推進課と協議の上、誠意をもって適切な対応、支援を心がけ、対処にあたること。

議案第 37 号

第 2 次甲賀市総合計画第 3 期基本計画を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

第2次甲賀市総合計画第3期基本計画を定めることにつき議決を求め ることについて

次のように第2次甲賀市総合計画第3期基本計画を定めることにつき、甲賀市議会基本条例（平成25年甲賀市条例第33号）第11条の規定に基づき、議決を求める。

基本計画（第3期）

1 基本計画の位置づけと機能

第2次甲賀市総合計画は、「甲賀市市民憲章」や「甲賀市まちづくり基本条例」が目指すまちの姿をうけ、基本構想において私たちが共に展望する「未来像」を掲げています。

平成29年度からの12年間を計画期間とする基本構想を踏まえて、4年間で1期とする基本計画において、その「未来像」に向かうための施策の方向性を示します。

基本計画では、市民憲章の理念を「施策の体系」の柱とし、計画の全体像を示すとともに、4年間で集中的に取り組む施策を掲げています。「分野別の施策」では、各分野で私たちが望む「目標像」及び「成果指標」を掲げて、具体的に取り組む内容を示しています。

2 計画期間と構成

第2次甲賀市総合計画の計画期間については、基本構想は平成29年度から令和10年度まで、第1期基本計画は平成29年度から令和2年度まで、第2期基本計画は令和3年度から令和6年度まで、第3期基本計画は令和7年度から令和10年度までとなります。

また、第2次甲賀市総合計画の構成については、基本構想、基本計画、実施計画の三層で構成し、基本構想においては基本理念の役割、基本計画においては基本構想を実現するための施策の役割、実施計画においては、基本計画を実現するための事務事業の役割を担います。

3 人口減少対策に取り組むための3つのテーマ

「子育て・教育」「地域経済」「福祉・介護」の3つのテーマは、「オール甲賀で未来につなぐチャレンジプロジェクトの3つのテーマ」として第1期基本計画

において設定し、第2期基本計画においてもアフターコロナにおける「新しい価値観」「新しい生き方」「新しい家族のあり方」を包摂した「新しい豊かさ」をエッセンスに加えたうえで、引き続き施策体系の中心テーマとしてきました。

第3期基本計画においても、「子育て・教育」「地域経済」「福祉・介護」の3つを「人口減少対策に引き続き取り組むための3つのテーマ」とし、「子育て・教育NO.1のまち」、「活気あふれるまち」、「健康長寿のまち」を目指します。

4 「新しい豊かさ」にあふれる「甲賀スタイル」の実現

【新しい豊かさの追求】

本市は、コロナ禍に起因し人々の価値観や行動様式が大きく変化したことに合わせ、第2次甲賀市総合計画第2期基本計画において「新しい価値観」「新しい生き方」「新しい家族のあり方」を包摂した「新しい豊かさ」を提案し、追求してきました。

「新しい豊かさ」というフレーズの理念は、失われつつある地域のアイデンティティや誇り、脈々と紡がれてきた歴史、暮らしのなかで積み重ねてきた文化などの「甲賀市らしさ」を暮らしのバックボーンとした、自分らしい感性の表現、ウェルビーイングにつながるライフスタイルの実現であります。

歴史や文化が日常生活に溶け込んだ暮らし方やライフスタイルをひとつのイメージとしており、城下町・宿場町・忍者・お茶・薬・陶器などがもつ様々な歴史・文化の積層、古琵琶湖層の大地に育まれた風土などの本市の特性は、そのような暮らしやライフスタイルの実現に適しているといえます。

【暮らしの「余白」を生み出す】

本市が取り組む施策と事業の全てが、市民の生命と財産を守るとともに、市民生活の利便性を高め質の高い暮らしを実現するための取り組みといえます。

総合計画の実現に向けた全ての施策と事業においては、経済的・時間的なゆとり、言い換えれば、暮らしの「余白」を生み出すことを意識して、オール甲賀で取り組むものとします。

【「甲賀スタイル」の定義】

地域のアイデンティティ、歴史、文化、風土などの「甲賀市らしさ」をバックボーンに、便利で質の高い暮らしにより生み出した「余白」を、アート・デザイン・旅・食・学び・音楽・スポーツ・アウトドア・ボランティア・地域活動など

による、「叶えたいライフスタイル」で埋めていく暮らし方を「甲賀スタイル」と定義します。

5 重点目標と重点プロジェクト

第2次甲賀市総合計画第3期基本計画の推進に当たっては、基本構想に示されている未来像「あい甲賀 いつもの暮らしに『しあわせ』を感じるまち」の実現に向けて人口減少対策の3つのテーマに基づいたまちづくりを加速させるため、“守る”ために“攻める”姿勢で新たに重点目標とプロジェクトを設定し、分野横断的に取り組むことで本市の様々な課題の解決につなげます。

(1) 重点目標

「オール甲賀」で目指す“若者・子育て世代に選ばれるまち”

本市は、新名神高速道路やJR草津線などが通っており、大阪・名古屋までのアクセスも良好であり、市内には多くの商業施設も立地するなど、生活に便利なまちです。また、製造品出荷額等が県内1位であるなど市内には多くの企業が立地しており、働く場所も多いという特徴があります。これらの強みを活かしながら、若者・子育て世代の声を施策に結び付け、市の魅力を市内外に発信し、若者・子育て世代の定住促進と市外からの転入促進に重点的に取り組めます。

(2) 背景

本市は第2次甲賀市総合計画第1期基本計画・第2期基本計画において、人口減少対策の3つのテーマに基づき施策・事業に取り組んできました。さらに、第2期基本計画においては「新しい豊かさ」の視点を20分野65施策（当時）に取り組むうえでのエッセンスとしてきました。

この間、国においては『デジタル田園都市国家構想総合戦略』により、デジタルの力による地方の課題解決に向けた方針が示され、世界的な感染症の流行や紛争の発生によるリスクを踏まえたサプライチェーンの国内回帰や、半導体や蓄電池及びデータセンターなどの成長分野への重点投資に取り組むものとされるなど、従来の仕組みを転換する動きが進んでいます。

このような中で本市においては、近畿圏と中部圏の中間地点に位置しているという地理的特性、災害が比較的少ないという自然特性により、名神高速道路・新名神高速道路の沿線における土地需要の増大に伴う新たな企業立地の可

能性が高まっています。新たな働く場の確保や税収の確保の観点からも、市として戦略的な取り組みが必要です。

一方、介護・子育て・障がい・貧困など、制度の狭間で課題を抱える市民へのきめ細かい対応や、多様なバックグラウンドを持つ外国人市民との共生など、「誰一人取り残さない、地域共生社会の実現」に向けた取り組みも引き続き進める必要があります。

これらの市民を守るための施策を進めるためにも、若者・子育て世代を中心とした本市の将来を担う世代に「選ばれるまち」を目指し、「オール甲賀」による取り組みにより、本市の強みを伸ばすことで、若者・子育て世代の定住促進と市外からの転入促進を図り、地域の持続可能性を確保していきます。

(3) “守る”ために“攻める”プロジェクト

① 若者・子育て応援プロジェクト

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援や、子育てをしながら働くことや起業ができる環境整備を推進し、出生数の増加につなげます。

また、若者の結婚・就業・起業などを応援するとともに、若者への情報発信を強化することにより、生産人口の定住促進、市外流出の抑制、Uターンの増加につなげます。

② こどもの可能性無限大プロジェクト

確かな学力を育む教育環境の充実や教育D Xの実現に向けたI C Tの更なる有効活用を推進するとともに、自然環境や歴史文化など本市の特性を活かした学習の取り組みを推進します。

また、多様な学びを推進するとともにこどもの居場所づくりに取り組むなど、こどもの可能性を広げるための施策を展開します。

③ 選ばれるエリア形成プロジェクト

都市拠点・地域拠点において、暮らしの利便性と質の向上に向けて「住みたい・住み続けたい」と思われるエリア形成を推進します。

また、各拠点においてハード・ソフト両面からの取り組みを進め、宅地や事業用地が遊休化せず、居住・活用の循環と経済・商業活動の持続性を高めます。

④ 企業連携・支援プロジェクト

企業や事業所などの人材確保を支援するとともに、従業員の生活支援、市内

への転入・定住につながる取り組みを推進します。

また、新たな働く場や税収を確保することを目的として、民間事業者の誘導及び企業誘致を進めます。

⑤ 安全・安心のまちづくりプロジェクト

災害が少ない地理的特性を活かしつつ、安全で快適な定住環境が整ったまちづくりを進めます。

また、災害に強い安全・安心な地域であることを市内外に情報発信することにより、定住・転入促進や企業誘致を図ります。

6 行財政マネジメントと情報発信の方針

人口が減少する一方で多様化する課題やニーズへの対応力不足、物価高騰などによる経費の増大が進むなかで、持続可能な自治体経営を図る必要があります。

そのためには、「最小のコストで最大の成果」を生み出すことが求められており、第3期基本計画においては、以下の方針で行財政マネジメントと情報発信に取り組むものとします。

- ① 「組織力を最大化できる行政組織の構築」による多様な課題やニーズへの対応
- ② 「選択と集中」による規律ある財政運営
- ③ 「行政評価」による透明性の確保・事業のスクラップ・リニューアルを実施
- ④ 「公民連携の推進」による新たな市民サービスの提供
- ⑤ 「広報力の強化」による戦略的なシティプロモーションの推進

7 S D G s の推進

S D G s（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

S D G s の経済、社会、環境の三側面を総合的に捉え、「誰一人取り残さない」という理念は、甲賀市総合計画基本構想の考え方と共通することが多くあることから、総合計画第3期基本計画における施策とS D G s との関連を明確にすることにより、S D G s の達成に向けた取り組みを推進します。

8 施策の体系（20分野の施策）

番号	分野	施策
1	市民自治	① 住民自治の促進 ② 市民活動支援の充実
2	市民共生	① 人権教育、啓発の推進 ② 多文化共生の推進 ③ 人権に関する相談、支援の充実
3	男女共同参画	① 男女共同参画社会づくりの推進
4	シティプロモーション	① シティプロモーションの推進 ② インナープロモーションの強化
5	環境・資源・エネルギー	① 生活環境の保全 ② 資源・エネルギーの有効活用の推進 ③ 廃棄物の適正処理
6	自然・公園・緑地	① 自然との共生と活用 ② 公園の整備、適正管理
7	歴史・文化財・景観	① 文化財等の調査と保護 ② 文化財等の活用 ③ 景観の保全
8	文化・スポーツ	① 文化、芸術の振興 ② スポーツの振興
9	地域福祉	① 高齢者施策の充実 ② 障がい福祉の充実 ③ 地域共生社会の実現 ④ セーフティネットの充実
10	保健・医療	① 健康寿命の延伸 ② 疾病予防、早期対策の推進 ③ 医療環境の充実
11	住まい・ライフライン	① 空き家対策の推進 ② 公営住宅の整備、適正管理 ③ 上下水道事業の健全運営

1 2	安全・防災	① 安全、安心対策の強化 ② 地域防災体制、基盤の強化 ③ 消防体制、基盤の充実 ④ 治水、砂防の推進
1 3	農林畜水産	① 農畜水産業の安定経営の確保 ② 地域ブランドの展開 ③ 林業の振興 ④ 鳥獣害対策の推進
1 4	商工観光	① 商業の振興 ② 地場産業の振興 ③ 工業の振興 ④ 観光資源の活用と観光客の誘致
1 5	活躍・雇用	① 人材確保、就労支援の推進 ② 女性活躍の促進 ③ ワーク・ライフ・バランスの促進
1 6	道路・交通	① 広域幹線道路の整備促進 ② 市道（幹線道路網）の整備 ③ 生活道路等の整備、適正管理 ④ 持続可能な移動環境の構築 ⑤ 鉄道利用の促進
1 7	都市形成	① 拠点を形成する市街地の整備 ② 計画的な土地利用の推進 ③ まちなみデザインの強化
1 8	若者・こども・子育て	① 産前産後、乳幼児期の安心の確保 ② 就学前教育、保育の充実 ③ 放課後の児童対策の充実 ④ 子育て支援の推進 ⑤ 若者の活躍、定住の促進
1 9	学校教育・社会教育	① 学校教育の充実

		② 教育環境の充実 ③ 多様な居場所・学びの場の確保 ④ 社会教育の推進
20	行財政	① 職員力の向上 ② 行政運営の最適化 ③ 公共資産マネジメントの推進 ④ 持続可能な財政運営

9 分野別の施策

(1) 市民自治

目標像

自治振興会の活動に多くの市民が参画し、地域のことを地域で決めている。

施策1 住民自治の促進

自治振興会の理念が広く市民に浸透し、区・自治会や各種団体、事業者等で構成された協議体として機能することで、基礎的な自治組織の負担軽減に結び付けます。また、より公共的で行政と地域の協働による取り組みを進めるため、人的、財政的支援や学びの場を提供します。

施策2 市民活動支援の充実

テーマ型（アソシエーション組織）、地縁型（地域コミュニティ）の連携を支援するとともに、行政と市民の間に立ち、中立的な立場でコーディネート機能を発揮できる中間支援組織を立ち上げます。また、市民活動のスキルアップや資金調達、ソーシャル・ビジネス等に取り組む地域、団体を応援します。

(2) 市民共生

目標像

一人ひとりの命が大切にされ、自分のことも相手のことも受け入れる、人権が尊重されるまちになっている。

施策1 人権教育、啓発の推進

新たな人権問題への対応を図りつつ、教育・啓発から実践までを一体的に取り組むとともに、行政、人権教育推進協議会等の関係団体及び市民活動団体との連携により人権文化の醸成に努めます。地域や市民ニーズ、社会情勢

に対応した人権尊重のまちづくり懇談会のあり方を検討します。

施策２ 多文化共生の推進

外国人市民の生活や労働、地域コミュニティからの相談を一元的に受ける相談窓口を運営するとともに、企業、学校、地域との連携のもと、日本語習得やこどもの学習支援に取り組みます。また、外国人市民が家族とともに、定住しつづけていただくための施策を企画、実行するため、地域コミュニティ、関係団体の機能強化を支援します。

施策３ 人権に関する相談、支援の充実

多様化、複雑化する相談を一元的に受け止めるとともに、一人ひとりに寄り添った支援を進めます。また、新たな人権課題への対応を図るとともに、人権侵害を早期に発見し、確実に支援や救済につなげられるよう職員・相談員の資質の向上に努めます。

（３） 男女共同参画

目標像

すべての人が性別にとらわれることなく、自らの意思でチャレンジや活躍ができ、それが認められている。

施策１ 男女共同参画社会づくりの推進

ダイバーシティ（多様性）が尊重される社会の実現に向けて、誰もが個性と能力を発揮できる社会の必要性や、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識啓発や学習機会の提供に取り組みます。また、多様化する課題に対応するため、関係機関との連携体制を強化します。

（４） シティプロモーション

目標像

甲賀市の魅力が情報発信され、「ひと」「もの」「カネ」「情報」等と呼ばび込み、地域が活性化している。

施策１ シティプロモーションの推進

市に関する様々な情報を戦略的に発信することにより、ふるさと納税、移住促進につなげます。行政と企業、大学等との連携を強化し、人口減少対策に取り組みます。

施策2 インナープロモーションの強化

職員の広報力の強化やデジタル媒体の積極的な活用などを含む広報戦略方針の策定を進め、市の情報の市民への効果的な発信を図ります。また、多言語化への対応など情報の「受け手」を意識した情報発信に努めます。

(5) 環境・資源・エネルギー

目標像

豊かな自然を未来に引き継ぎ、環境と経済・社会活動が調和している。

施策1 生活環境の保全

近隣の生活環境における課題を地域と共に協力して解消する取り組みを進めるとともに、地域の環境美化を促進するための仕組みづくりを進めます。また、環境に配慮した日常生活や事業活動ができるよう、普及啓発を推進します。

施策2 資源・エネルギーの有効活用の推進

脱炭素社会の実現に向けて、市民、企業、行政等が連携して、GXの取り組みを進めるとともに、環境学習等を通じたひとつづくりに取り組みます。また、自然環境や景観との調和、防災上の不安などに配慮したうえで、太陽光発電などの自然エネルギーの地産地消を進めます。

施策3 廃棄物の適正処理

生ごみ堆肥化事業の参加世帯の拡大を進めるとともに、ごみの減量化と適切な費用対効果を確保した資源化を促進します。地域との協力により、高齢者等に対するごみ出し支援を進めるとともに、食品ロスの削減に取り組みます。

(6) 自然・公園・緑地

目標像

自然に学び、自然を活かし、自然と共に暮らしている。

施策1 自然との共生と活用

市民、企業、行政の連携を進めるとともに、絶滅危惧種等のリストの更新、開発等に係る環境影響評価等により、適切な規制誘導を行います。良好な自然環境をこどもたちが実感できる場として、魅力ある学習プログラムを提供します。

施策２ 公園の整備、適正管理

公園のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、市民、企業、行政の連携によるパークマネジメント手法を活かした公園運営に取り組みます。民間活力の導入などにより、市民、事業者等のニーズに応じた取り組みを進めるとともに、地域との協働により、身近な公園の維持や環境を整備します。

（７） 歴史・文化財・景観

目標像

里地里山の美しい自然や文化財の保存と活用により、地域の魅力が発信されている。

施策１ 文化財等の調査と保護

城跡をはじめとする埋蔵文化財の発掘調査や市内にある有形、無形の文化財、伝統文化等の調査を行い、文化財指定による保護措置や記録による保存を行います。また、地域の伝統文化等を次世代に適切に引き継ぐための活動を支援します。

施策２ 文化財等の活用

文化財の保存と活用の一体的な取り組みを進めます。また、地域の歴史に親しみ、みんなで守っていく風土が育つ環境づくりを進めるとともに、文化財を本市独自の歴史文化資源として、市民との協働によりまちの魅力発信に活用します。

施策３ 景観の保全

美しい農山村の景観を有する里地里山や歴史的なまちなみなどのふるさとの景観を保全するため、市民、事業者、市民活動団体等との協力関係を築きます。また、耕作放棄地や山林、未利用地における開発行為にあたり、市民、事業者等に対する相互理解に努めます。

（８） 文化・スポーツ

目標像

多くの市民が、仲間と共に学び、文化、芸術にふれ、スポーツに親しんでいる。

施策１ 文化、芸術の振興

文化・芸術活動、郷土芸能等の各種団体や後継者の育成、自主的な創造活

動や伝承活動を支援します。そして、アール・ブリュットの魅力発信の強化や、これらの文化や芸術が日常の暮らしのなかに根付く取り組みを進めます。また、文化施設を有効利用するための環境づくりに努めます。

施策２ スポーツの振興

総合型地域スポーツクラブと自治振興会やスポーツ推進委員等との連携を促進し、各地域での生涯スポーツを充実させるとともに、スポーツ協会等と協力してスポーツの振興を図ります。また、関係団体の一元化に向け継続的に取り組みます。

（９） 地域福祉

目標像

市民、市民活動団体、企業、行政等、地域ぐるみで家族を支えている。

施策１ 高齢者施策の充実

高齢者が社会を支える一員として活躍でき、介護が必要となった状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活が営めるよう、支えあいの体制づくり、介護予防や自立支援、認知症施策の推進、介護保険制度の円滑な運営を行います。

施策２ 障がい福祉の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるよう、多様な就労機会の確保や文化・芸術活動、地域活動等の社会参加を促進します。様々な障がいへの理解を広げるとともに、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及と利用促進を進めます。

施策３ 地域共生社会の実現

制度の狭間で課題を抱える市民に伴走し、介護や子育て、障がい、生活困窮等、複合化・複雑化したニーズに応えるため、重層的な支援の取り組みを進めます。福祉施策とコミュニティ施策の連携により、地域で支え合う仕組みづくりを推進するとともに、自発的な地域の取り組みを支援します。

施策４ セーフティネットの充実

生活困窮者やひきこもり状態にある本人及び家族は、社会とのつながりが希薄となり、複合的な課題を抱えることも多いため、アウトリーチによる対象者の把握と包括的な自立支援に取り組みます。また、経済的に困窮し最低

限度の生活ができない市民に対し、保障制度の適用と支援を行います。

(10) 保健・医療

目標像

地域で共に支え合い、生きがいをもって、健康長寿で暮らしている。

施策1 健康寿命の延伸

すべてのライフ・ステージにおいて、健康で生きがいをもって生活できる環境をつくるため、地域の健康づくりのリーダーである健康推進員や自治振興会、スポーツ関係団体等との連携による取り組みを進めます。また、伝統的食文化の伝承や食育による健康づくりを推進します。

施策2 疾病予防、早期対策の推進

疾病と生活習慣病等の正しい知識の普及や、ICT等を活用した健康づくりに取り組むとともに、若い世代からの生活習慣病予防を進めます。関係機関と連携を図りながら、子育て期の保護者に対する切れ目のない支援に取り組むとともに、感染症の予防や啓発の取り組みを強化します。

施策3 医療環境の充実

医療従事者の確保・医業承継の取り組みを進めるとともに、在宅医療、看取りを含めた包括的な地域医療体制の充実を図り、地域の開業医等が連携する医療ネットワークを構築し、市立医療機関の役割整理を進めます。こどもや障がいのある人、ひとり親家庭等が安心して医療にかかれるよう医療費を助成します。

(11) 住まい・ライフライン

目標像

良好な住環境が形成され、住まい・生活への安心や快適な暮らしが保たれている。

施策1 空き家対策の推進

空き家の削減に向け、不良住宅の除却支援や利活用促進に向けた支援を行うことにより、需要と供給のミスマッチの解消や移住促進等につながる施策に取り組めます。

施策2 公営住宅の整備、適正管理

市営住宅の適切な維持管理と長寿命化を図るため、計画的な修繕、住み替

えの促進等を行います。また、民間賃貸住宅の家賃補助を行うことにより、効率的かつ効果的な既存ストック住宅の活用に努め、市民ニーズに合った住宅政策を進めます。

施策 3 上下水道事業の健全運営

上下水道施設の計画的な整備・更新を進めるとともに、安全な水の安定供給及び汚水処理の普及推進に努めます。また、より効率的・安定的な経営に向けた取り組みを進めます。

(12) 安全・防災

目標像

事故やけが、犯罪、災害被害が、地域の総力で予防されている。

施策 1 安全、安心対策の強化

暮らしのなかの事故やけが、犯罪等の予防対策を進めるため、各種団体や企業等が、横断的に力を発揮できる体制を構築します。また、犯罪被害者支援や再犯防止等の取り組みを進めます。

施策 2 地域防災体制、基盤の強化

地域や避難者の特性に合わせて、安全な避難所や福祉避難所を確保するとともに、適切な避難環境を提供するための準備や、災害時要支援者個別避難計画の策定を進めます。また、防災士による防災教育を支援するとともに、地域との連携強化を図りながら、地域における避難行動や避難所運営の取り組みを進めます。

施策 3 消防体制、基盤の充実

消防団の新たな担い手の確保に継続して取り組むとともに、組織の再編、支援団員制度による即応力の強化と甲賀広域行政組合消防本部との相互補完の関係を強化します。また、計画的に資機材の更新を進めるとともに、集中豪雨、土砂災害に備え、水防体制の強化と資機材の充実を図ります。

施策 4 治水、砂防の推進

河川の整備や浚渫、急傾斜地について、国、県との連携により対策を進めるとともに、市民との協働により河川愛護活動に取り組みます。また、農業用ため池の老朽化対策に取り組むとともに、災害発生時に自らの命を守るための主体的な行動が取れるよう、施設管理者等とともに啓発活動に取り組み

ます。

(13) 農林畜水産

目標像

農林畜水産品の付加価値が高まり、域内消費も増えている。

施策1 農畜水産業の安定経営の確保

農畜産業の生産基盤の整備や水産漁業の資源保護に努めるとともに、農家等経営の合理化、生産体制支援の仕組みづくりなど、安定的な生産体制の構築に向けた取り組みを進めます。スマート農業の推進や後継者、担い手の確保、育成を支援するとともに、農業就労者の確保に取り組みます。

施策2 地域ブランドの展開

「環境こだわり農業」の取り組みを進めるとともに、新たな農作物の栽培を支援します。また、地産地消や観光消費、販路開拓、給食などへの活用により、地場作物の市場性やブランド価値を高め、農家の所得向上につなげます。

施策3 林業の振興

全国植樹祭を契機として、持続的な森林整備や林業振興に取り組むとともに、森林境界明確化による施業の集約化、循環型林業の推進と併せて担い手の育成を促進します。また、木育にも取り組み、地域産材の利用促進や里山整備の推進及び木の駅プロジェクト等の自伐型林業を推進します。

施策4 鳥獣害対策の推進

野生鳥獣による農林業被害や住環境被害を軽減するため、捕獲・防除・生息環境管理の対策の3本柱を強化します。ICT技術の導入による省力化やジビエ利用による埋却処分の負担軽減等により捕獲者のすそ野を広げるとともに、集落環境点検を実施し、地域ぐるみの対策を支援します。

(14) 商工観光

目標像

マーケティングに基づいた側面支援により域内消費が拡大し、次なる域内投資を生み出している。

施策1 商業の振興

地場産業や豊かな地域資源を活用し、時代のニーズに合わせた商品・サー

ビスの開発を支援します。また、人材確保、企業・事業者のGXに関する取り組みやDXによる生産性向上等の取り組みを支援します。

施策2 地場産業の振興

地場産業の後継者確保を支援するとともに、地域ブランドである信楽焼を基軸として、焼物・茶・酒・菓等の今ある地域資源の効果的な連携を進め、ブランド力の向上と販路開拓支援に取り組みます。2025年大阪・関西万博を契機として、地場製品の認知度の向上と販路拡大につなげます。

施策3 工業の振興

企業間交流や産官学連携を強め、人材確保、企業・事業者のGXに関する取り組みやDXによる生産性向上等の取り組みを支援します。また、新たな工業用地の確保や優遇策の拡充を図るなど、企業の流出抑制とさらなる企業誘致を進めることで、新たな雇用の「場」と「質」を生み出します。

施策4 観光資源の活用と観光客の誘致

忍者を核とした観光拠点施設を活用した市内周遊型観光を進め、国内外からの観光誘客につなげるとともに、市民主体の観光まちづくりや持続可能な組織運営に向けて取り組みます。道の駅を活用した地域振興を通して、官民が連携した地域活性化に取り組みます。ゴルフコース数全国3位である本市の特性を活かし、ゴルフ事業と連携した誘客促進に取り組みます。

(15) 活躍・雇用

目標像

誰もが自ら望むワーク・ライフ・バランスを選び、若者、女性、高齢者等が地域や職場で活躍している。

施策1 人材確保、就労支援の推進

企業、行政、就労関係機関との連携を強化し、市内企業・事業所の人材確保および就労困難者をはじめとする各世代、分野別の求職者への就労支援に努めます。また、人権やワーク・ライフ・バランス等に配慮した職場づくりが行われるよう啓発に努めます。

施策2 女性活躍の促進

男女が共に働きやすい職場づくり、地域づくりに向けた啓発を強化します。また、企業、商工会、行政が連携した支援の体制強化を進めながら、女性の

働く場への参画と能力発揮を促すため、正規雇用、再就職、起業、キャリア形成等を支援します。

施策3 ワーク・ライフ・バランスの促進

企業、行政、地域がそれぞれの役割を明確にしながら、雇用の安定や仕事と生活の調和のとれた環境の整備等、ライフスタイルの変化や多様化するニーズに合わせた労働環境の充実を図ります。また、働く場所や時間に制限されない多様な働き方の普及に取り組みます。

(16) 道路・交通

目標像

広域交通ネットワークや使いやすい地域公共交通が充実している。

施策1 広域幹線道路の整備促進

道路整備基本計画に基づき、高規格道路を活かした道路整備に取り組みます。また、国道1号の拡幅や名神名阪連絡道路の早期事業化に向けた取り組みを進めます。

施策2 市道（幹線道路網）の整備

地域、団体、学識経験者等の意見を踏まえ、客観性や透明性を明らかにしたうえで、適切な優先順位をつけて計画的・効率的な道路整備を進めます。脆弱である南北を結ぶ道路軸を重点的に整備することで、地域経済の活性化を図り、地域資源を活かした産業振興や観光振興を推進します。

施策3 生活道路等の整備、適正管理

道路利用者の瑕疵事故等を未然に防止できるよう、道路状況の把握に努めるとともに、生活道路の適正な維持管理を行います。また、歩道、自転車道等の交通安全施設は、通学路合同点検の結果等を踏まえて、緊急度を勘案しながら計画的に整備します。

施策4 持続可能な移動環境の構築

市民の日常の暮らしと経済活動を支える地域の公共交通を維持するとともに、多様な輸送資源を最大限に活かした交通手段の最適化に取り組みます。交通DX・GXによる利便性・持続可能性・生産性の向上に取り組みます。

施策5 鉄道利用の促進

JR草津線の利便性向上のため、駅周辺における都市機能及び居住の誘導

や、近江鉄道、信楽高原鐵道、コミュニティバス等との相互の接続など利便性を高めることで、鉄道利用者の増加につなげます。また、観光客の利用促進を含め、鉄道利用者の増加に努めます。

(17) 都市形成

目標像

恵まれた交通アクセスを活かした土地利用によって、「ひと」と「もの」の新しい流れが生まれている。

施策1 拠点形成する市街地の整備

都市再生や公民連携のノウハウを持つ団体との連携、人材の登用により、東海道における「暮らし・にぎわい」の再生や貴生川駅南口における交流拠点整備を進めます。また、庁舎周辺の公的施設の再編に向けて、都市計画の見直しを進めます。

施策2 計画的な土地利用の推進

新たな市街地の確保に取り組むとともに、広域幹線道路の整備を見据えた総合的な土地利用について検討します。また、市街地における土地利用の高度化やスポンジ化対策を進めるとともに、新たな産業用地のニーズに対応するための取り組みを進めます。

施策3 まちなみデザインの強化

エリアの景観形成において先導的な役割を果たす、魅力あるまちなみを形成するための公共施設等のデザインについて、ガイドラインやデザインコード等の作成に向けて専門家や市民の意見を聞きながら検討を進めます。

(18) 若者・こども・子育て

目標像

こども、子育てにみんなが参加し、応援している。

施策1 産前産後、乳幼児期の安心の確保

伴走型の相談支援と経済的支援を一体として整備するとともに、こども家庭センターの設置により、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談体制の強化を図ります。特に支援の必要な妊産婦や乳幼児のいる家庭、複合的な課題を抱える家庭への支援を強化します。

施策2 就学前教育、保育の充実

多様化する教育、保育ニーズに対応できる施設の整備や老朽化した保育園等の計画的な改修を進めるとともに、多様な保育ニーズに対応したサービスの充実に取り組みます。また、保育士の負担軽減等による人材確保を進めるとともに、保育の「質」の向上、幼児教育の推進に取り組みます。

施策3 放課後の児童対策の充実

放課後保育需要や多様なニーズに対応するため、特色あるサービスの提供等、児童クラブの充実を図ります。また、児童の状況に応じた適切な指導ができるよう支援員のスキルアップを支援します。

施策4 子育て支援の推進

多様な子育てニーズに対応するため、企業・市民活動団体との連携や気軽に相談できる体制の充実を図ります。また、子育てに関する相談内容の多様化、深刻化に対応するとともに、家庭、地域等との連携強化や保護を要する児童等への支援の充実を図ります。

施策5 若者の活躍、定住の促進

市内経済の持続的な発展、地域の活性化を図るため、若者の定住につながる支援の充実を図るとともに、関係人口としてつなぎとめる取り組みを進めます。また、県内他市町との広域連携による結婚支援に取り組みます。

(19) 学校教育・社会教育

目標像

地域の人々とふれあうことで、豊かな心、学ぶ力、健やかな体の調和がとれた「生きる力」を身につけている。

施策1 学校教育の充実

児童生徒の学ぶ力を高め確かな学力を育成するため、教科担任制度や教育D Xの推進、部活動支援などを推進するとともに、教職員の資質向上を進め、学校教育の充実を図ります。多様な学びの中で互いの良さを認め、いじめを許さず誰にとっても居心地のよい学校づくりと自尊感情を育みます。

施策2 教育環境の充実

教育D Xなど学習環境と教員のスキルアップ両面の強化を図ります。老朽化が進む学校施設の現状と課題を把握し、計画的な予防保全により、建物機能や設備を良好な状態に保ちます。

将来にわたりより良い教育環境を提供できるよう、これまでの地域との対話や課題を踏まえ、学校再編に取り組みます。

施策３ 多様な居場所・学びの場の確保

不登校や不適応で不安や悩みを持つ児童生徒に対して、スペシャルサポートルーム（ＳＳＲ）、教育支援センター、フリースクール等、多様な居場所や学びの場等の環境整備の充実に取り組みます。また、スクールソーシャルワーカー等の活用や、関係機関との連携強化など、状況に応じた支援の充実に取り組みます。

施策４ 社会教育の推進

「開かれ、つながる社会教育の実現」を目指すため、社会教育統括指導員を新たに配置し、各公民館に配置している社会教育指導員とともに、地域学校協働活動の推進に向けた支援や自治振興会における社会教育事業の支援等を行います。また、社会教育施設を多くの市民が利用できるよう環境を整え、地域づくりにつなげます。更に、学校や関係機関、地域や団体と連携し、不登校やニート、ひきこもり、いじめ、非行等の青少年の健全育成に係る取り組みを進めます。

（２０） 行財政

目標像

成果を重視した質の高い行政経営を行っている。

施策１ 職員力の向上

職員の政策形成能力、専門的な知識の向上等につながる研修や人事評価制度の運用等を通じて、中長期的な視点からの人材育成に努めるとともに、計画的な職員採用や専門職員等の多様な人材の確保に取り組みます。また、市民との対話を重視し、研修等で得た知見を業務に生かすことにより、市民満足度の高い行政運営につなげます。

施策２ 行政運営の最適化

様々な分野で官民連携を推進することにより、質の高い新たな住民サービスの提供に努めます。また、ＤＸによる行政手続きの簡素化や最新技術とデータ利活用による課題解決、ＤＸ人材の育成、デジタル格差対策を推進します。

施策 3 公共資産マネジメントの推進

市民との対話により公共施設の統廃合を進めるとともに、民間活力による公有財産の活用を進め、インフラ、土地を含めた一体的な公共資産マネジメントを推進します。また、安心・安全で市民に開かれた公共施設となるよう、各施設の管理運営方法や規制を見直し、更なる利活用を促進します。

施策 4 持続可能な財政運営

中長期財政計画と実施計画の連動による行財政マネジメントに取り組むとともに、新たな財源の確保や民間活力を行政運営に導入できる仕組みを検討・実践します。また、効果的、効率的な料金徴収、滞納整理を実施します。

議案第 38 号

第 5 次甲賀市行政改革大綱を定めることにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

第5次甲賀市行政改革大綱を定めることにつき議決を求めることについて

次のように第5次甲賀市行政改革大綱を定めることにつき、甲賀市議会基本条例（平成25年甲賀市条例第33号）第11条の規定に基づき、議決を求める。

第5次甲賀市行政改革大綱

1. 行政改革大綱の目的と位置づけ

本大綱は、「第2次甲賀市総合計画」（平成29年度から令和10年度）（基本構想で示す「持続可能な地域経営」）の実現、また、「同第3期基本計画」（令和7年度から令和10年度）の行財政マネジメントの方針を補完し、行財政分野の取組みを推進する分野別計画に位置付け、その方向性と方策を明らかにするものです。

2. 大綱の計画期間

令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

3. 本市の行政経営を取り巻く重点課題と対応の方向

（1） 人口減少に伴う社会構造の変化による行政課題・ニーズの多様化

少子高齢化や核家族化・一人暮らし世帯の増加等、社会構造の変化により、地域における課題や市民ニーズは多様化・複雑化し、行政に求められる機能も増加しています。また、本市においては外国籍住民の人口も増えつつあり、多文化共生の視点からの幅広い施策が必要となってきます。

多様な主体による地域経営や課題解決のための仕組みの構築、他の市町との連携や県域を超えた連携、公民連携手法の活用を進めることが重要となります。

（2） 少子高齢化に伴う社会保障費増、市税収入減等による財政上の懸念

行政に対する市民ニーズが高まる一方、社会保障費等の扶助費の増加や、主たる納税層である生産年齢人口の減少に伴う市民税の減少、合併特例事業債の発行期限終了など、行政の経営資源が制約を受け、財政状況が不安定になることを想定すると、全ての分野に対する質の高い行政サービスの提供が難しくなることが見込まれます。

市職員全員が本市の財政状況を正確に認識し、職員一人ひとりが予算編成

者としての当事者意識を高め、創意工夫し事業の「見直し」を行うなど、歳入・歳出両面において行財政改革に取り組むことが必要です。

(3) 職員数の不足による行政組織の弱体化の懸念

行政課題に対応すべく組織体制の強化を図りたいところですが、職員の早期退職等、様々な要因により職員数が計画する定数を下回っている状況です。

今後、効率性・有効性を重視した業務改善等を行い、職員の負担を軽減することで生産性の向上を図り、より市民サービスの向上につながる業務に注力できる体制を構築することが重要になります。

4. 第5次行政改革大綱策定にかかる基本的な考え方

総合計画第3期基本計画の行財政マネジメントの方針と整合を図り、特に注力すべき重点テーマと方策を示します。

(1) 「組織力を最大化できる行政組織の構築」による多様な課題やニーズへの対応

市が保有する職員、資産、財源、情報を組織として最大限に活かす仕組みを構築することにより、多様な行政課題や市民ニーズ、社会情勢の変化にきめ細かく対応しながら、さらなる市民サービスの向上を図ります。

(2) 「選択と集中」による規律ある財政運営

人口構造の変化による社会保障費や扶助費の増大、人口減少下における財政規模の縮小や職員数の減少を見据えた中で、真に守るべきものを守り続けるため、「選択と集中」の視点から無駄を省き焦点を絞った規律ある財政運営を堅持するとともに、「稼ぐ」視点により新たな財源を確保するなど、将来にわたり持続可能な財政基盤を確立します。

(3) 「行政評価」による透明性の確保・事業のスクラップ・リニューアルを実施

真に必要な施策に一層注力するとともに、新たな行政課題や市民ニーズへも柔軟に対応していくため、行政評価の仕組みにより、「削る」、「減らす」、「伸ばす」、「変える」取組みをバランスよく進めることが必要です。実施目的及び到達目標に照らし、事業の成果や課題を検証し、可視化・共有することにより、スクラップ・リニューアルにつなげます。

(4) 「公民連携の推進」による新たな市民サービスの提供

地域や民間事業者等、多様な主体と行政が連携し、相互の強みを活かして課題解決に取り組むことにより、新たな市民サービスの提供や、サービスの質の向上につなげます。

5. 第5次行政改革大綱の重点テーマ・方策

大綱方針（基本計画の方針と合致）	重点テーマ・方策
（１）「組織力を最大化できる行政組織の構築」による多様な課題やニーズへの対応	① 職員力の向上 ② 組織の最適化 ③ D X 推進による事務効率化、市民サービス向上
（２）「選択と集中」による規律ある財政運営	④ 公共資産マネジメントの推進 ⑤ 公営企業等の経営基盤の強化 ⑥ 中長期を見据えた財政基盤の強化 ⑦ G X 推進によるコスト削減、財源確保
（３）「行政評価」による透明性の確保・事業のスクラップ・リニューアルを実施	⑧ 施策評価による成果と課題の可視化 ⑨ 効果最大化を見据えた事務事業評価制度の運用
（４）「公民連携の推進」による新たな市民サービスの提供	⑩ 市民の主体的な取り組みによる公共課題解決の促進 ⑪ 民間提案の受入促進による効果的な公民連携の推進

6. 第5次行政改革大綱の取組内容

（１） 職員力の向上

目指す姿

- ① 職員が研修等により政策形成能力や専門的な知識を研鑽し、それを活かすことができる組織風土を実現する。
- ② 人事評価制度の運用により、人材育成基本方針の「目指す職員像」に掲げる行動を実践し、職員一人ひとりが成長し続けることを目指す。
- ③ 職員が業務を効率化し、持続性のある行政経営を実現する。

取組内容

- ① 人材育成につながる人事評価制度の有効性の検証
- ② 専門人材の確保・専門的知識の研鑽につながる研修受講を促す取組み
- ③ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現可能な制度の構築

（２） 組織の最適化

目指す姿

- ① 職員の知識や経験を効果的に活かし、実証実験等から有効性・効率性を見出すことで課題解決に取り組める組織体制を構築する。

取組内容

- ① 部局ごとに課題解決機能や政策形成機能が最大化される機構改革・体制整備
- ② 行政評価に基づいた業務のスクラップ・リニューアルを進めていける組織体制の整備

（３） D X推進による事務効率化、市民サービス向上

目指す姿

- ① 先端技術の導入や業務改革を進め、I C Tの積極的な活用により、市民サービスの利便性向上とともに職員の事務作業の効率化・負担減を図り、職員がより市民に寄り添える環境を整える。

取組内容

- ① 全庁的なD X推進体制の構築と運用
- ② 全庁的なD X展開を想定したB P R等による業務手順の見直し（D Xを活用した窓口業務の改善等）

（４） 公共資産マネジメントの推進

目指す姿

- ① 財政的な数値等を根拠に、民間活力の活用を含めた一体的な公共資産マネジメントを進めていく。

取組内容

- ① 公民連携を基軸とした資産活用や行政サービスの向上の推進（公共施設等の運営権譲渡方式〔コンセッション方式〕の導入検討）
- ② 減価償却費を踏まえた公共施設マネジメントにかかる基金積立の仕組

構築

(5) 公営企業等の経営基盤の強化

目指す姿

- ① 本市の地理的特性や「利益を計上する」概念を重視した経営戦略により、持続可能な経営を実践する。

取組内容

- ① 公営企業等が経営的に自立するための支援・取組み
- ② 第三セクターや公共団体のあり方検討

(6) 中長期を見据えた財政基盤の強化

目指す姿

- ① 中長期財政計画と総合計画実施計画の連動による行財政マネジメントに取り組むとともに、「稼ぐ」視点による新たな財源の確保により、裁量的財源の割合を示す経常収支比率の向上を実現する。

取組内容

- ① 事務事業評価及び業務棚卸等による事業のスクラップ・リニューアルの推進
- ② 各補助金制度の行財政的な視点による見直しの検討
- ③ 将来にわたり財源確保が可能な「稼ぐ」仕組みの検討

(7) G X 推進によるコスト削減、財源確保

目指す姿

- ① ゼロカーボンシティの実現に向け、施設利用や事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減等を本市が率先して推進し、市民や事業者への波及効果を促す。
- ② 施設や設備の更新時にライフサイクルコスト及びエネルギーコストを考慮した整備を行い、コスト削減に伴うメリットを最大化することで将来的な財源確保につなげる。
- ③ 企業等のG X 事業の展開・社会貢献活動にあたり、本市が特有の自然環境を活かし魅力的な投資対象となることで、企業等との協力関係を構築し、新たな財源確保を目指す。

取組内容

① G X 推進に即した設備整備・更新

② 公共施設改修や公用車管理における省エネ化と再生可能エネルギーの導入

③ 本市の G X にかかる取組みについて、企業等への P R を推進

(8) 施策評価による成果と課題の可視化

目指す姿

① 部局において、施策の進捗状況や目標に対する達成度、得られた成果等の明確化及び課題共有を促す。

取組内容

① 事務事業評価を紐づけた主要施策成果説明書の公表

② 施策評価の毎年度実施導入

(9) 効果最大化を見据えた事務事業評価制度の運用

目指す姿

① 評価者が「市民にとっての効果は何か」「当初期待した目的どおりに成果が上がっているか」といった視点を重視し、評価・検証を行う。

② 職員自らがより効率的で効果的な行政運営を追求する仕組みを構築する。

取組内容

① 評価結果が基準に満たない場合は必ず見直しを検討するような仕組みの導入

② 成果指標の設定や評価結果について外部意見を取り入れる仕組みの構築

③ 事業の課題を必要性、有効性、効率性などの視点から具体的改善策を導き出す仕組みの構築

④ 評価結果の総合計画及び分野別計画への評価、毎年度予算編成、決算説明等への活用

(1 0) 市民の主体的な取組みによる公共的課題解決の促進

目指す姿

① 市民の主体的な取組みを課題解決に活かすための仕組みが確立している。

取組内容

- ① 市と市民、民間事業者等が対等なパートナーとして協力し、双方の置かれている状況や役割分担を踏まえ、主体的に地域課題に取り組むことができる仕組みの確立

(11) 民間提案の受入促進による効果的な公民連携の推進

目指す姿

- ① 市と事業者とが対話を通じ、事業者のより主体的な参画や発意を受け入れ、それぞれの知的・物的資源等を最適な形に組み合わせ、優れた公共サービスを効率的かつ持続的に提供している。
- ② 指針やルール運用により、効果的な公民連携を推進し、公共課題の解決を実現する。

取組内容

- ① 民間事業者等から様々な分野において課題解決提案を受けるための積極的な情報発信
- ② 民間事業者等からの提案に対し迅速に対応できる職員の育成
- ③ 民間による課題解決を促すための様々な分野における規制緩和や条件見直しの検討
- ④ 民間事業者等との協定の成果検証や内容見直し

議案第 39 号

財産の処分につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

財産の処分につき議決を求めることについて

次のとおり市有財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求める。

1 処分する物件 区分 土地

名称 貴生川第三区公園

所在 甲賀市水口町貴生川字中川原

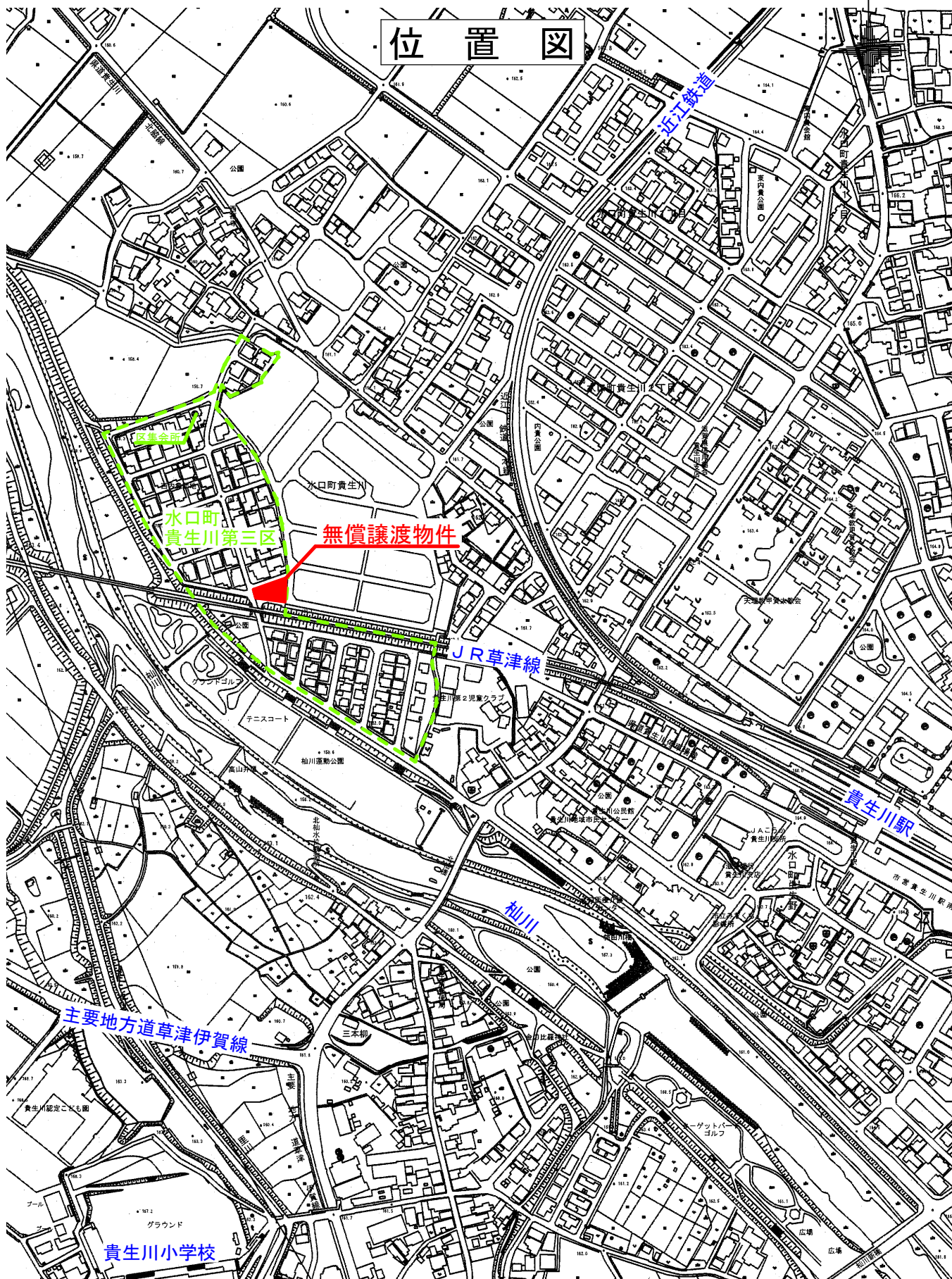
地 番	地 目	地 積
6 1 0 番 2 3	宅地	3 6 5 . 4 4 m ²

2 処分の方法 無償譲渡

3 処分の相手方 滋賀県甲賀市水口町貴生川 6 2 0 番地 7

水口町貴生川第三区

代表者 岸 告 治

縮尺 $S=1/5000$

議案第 4 0 号

市道路線の認定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 4 日

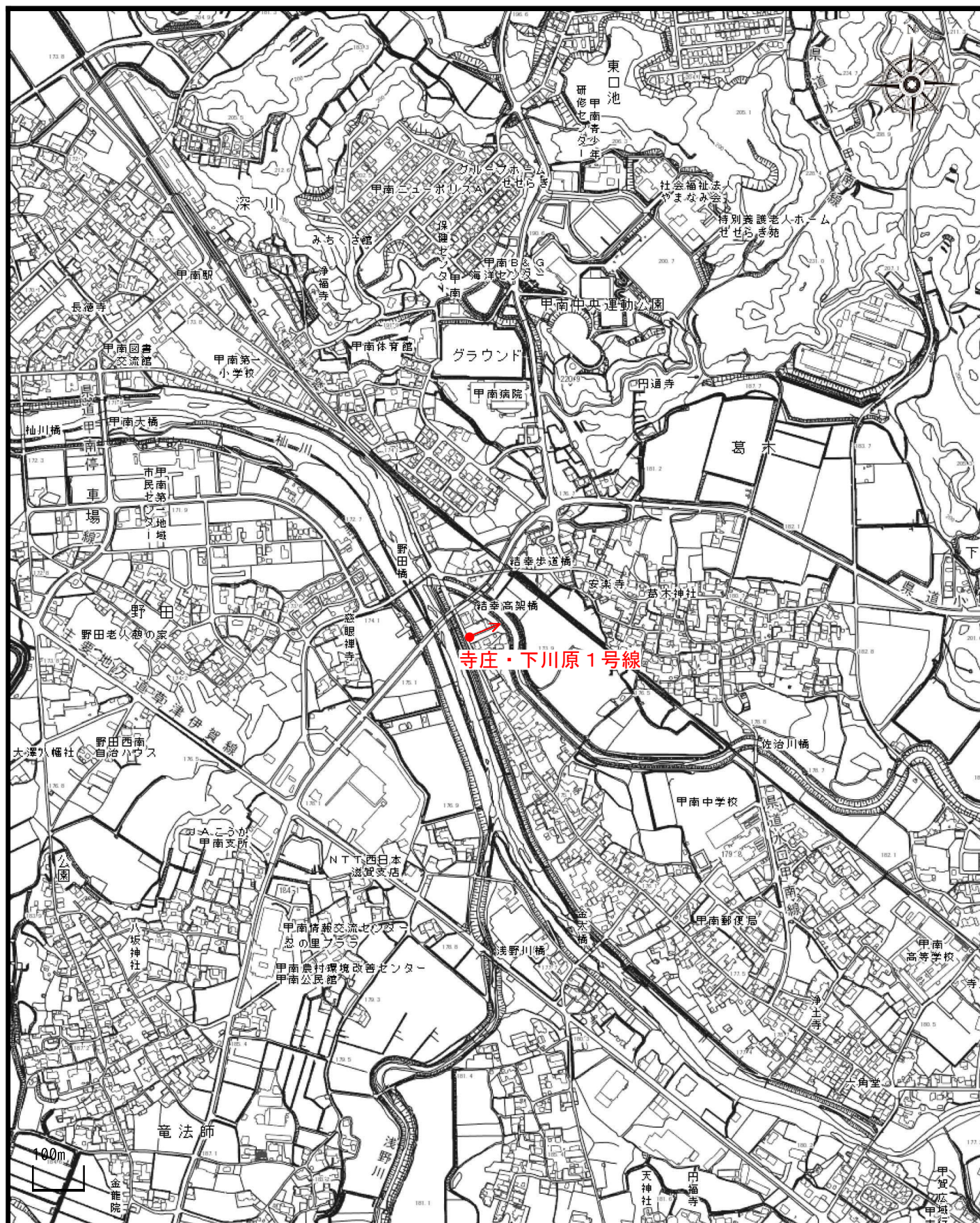
甲賀市長 岩 永 裕 貴

市道路線の認定につき議決を求めることについて

次のとおり市道路線を認定することにつき、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定に基づき、議決を求める。

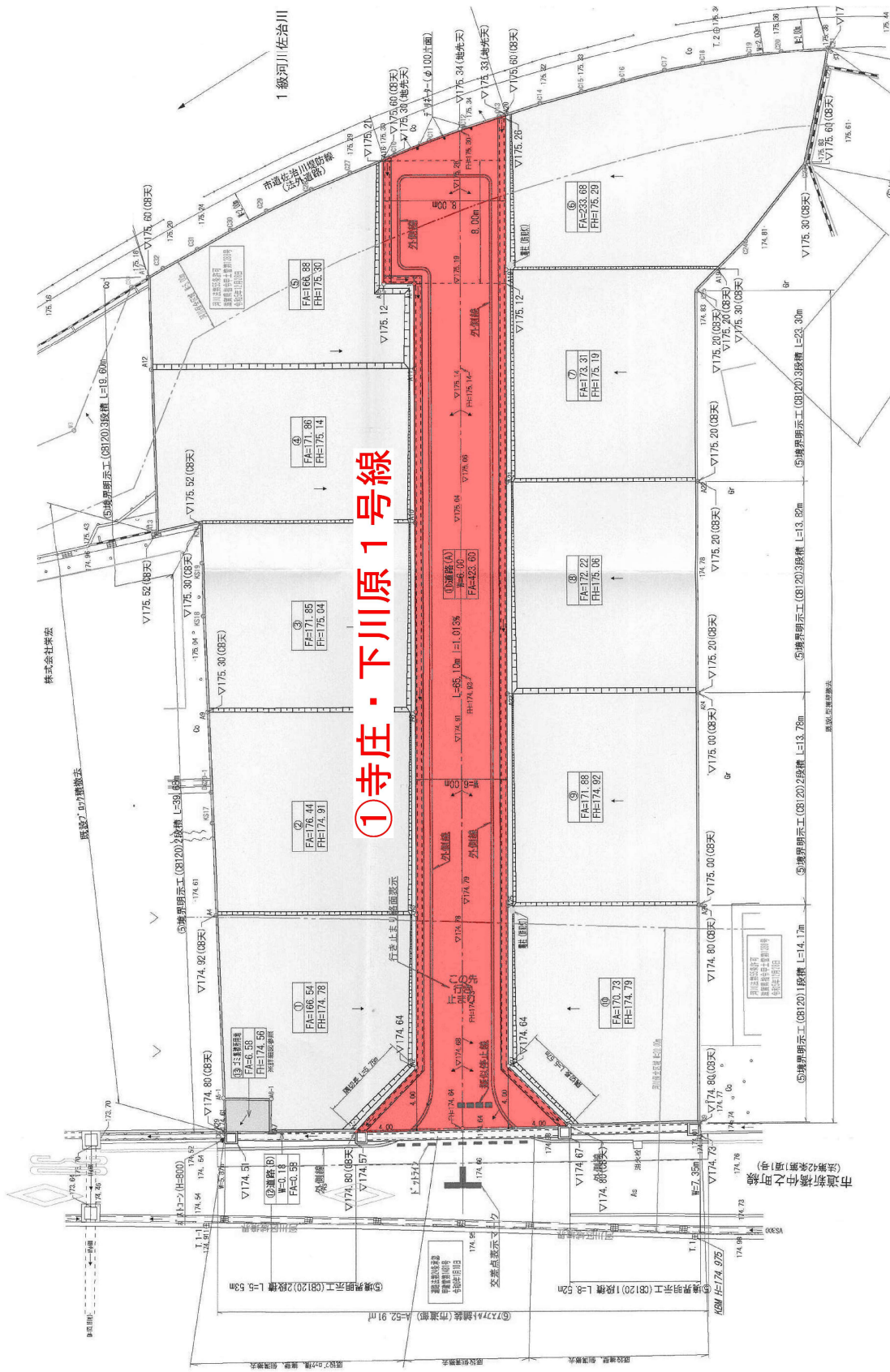
整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点
			終 点
１	４０８９６	寺庄・下川原１号線	甲南町寺庄字下川原地先
			甲南町寺庄字下川原地先

市道路線の認定 位置図



縮尺 S=1/10,000

市道路線の認定 平面図



縮尺 S=1/400